

ごあいさつ

平素より、皆さま方には、私ども長浜信用金庫に対しまして格別のご愛顧を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

ここに、令和4年度の事業内容や業績等をまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE2023」を作成いたしました。是非ご覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸甚に存じます。

当期は、『ながしん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画』～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～の中心年度として、地域やお客様の課題解決に向けて、円滑な金融仲介の役割を果たすため「お取引先・地域・ながしん」が、一体感の持てる存在感のあるコミュニティバンクを目指して、全役職員が一丸となって取り組んでまいりました。

昨年の我が国経済は、新型コロナウイルスの感染再拡大が年初から断続的に発生し、外出機会の減少等により消費活動を中心に影響が生じたものの、政府は3月に、まん延防止等重点措置を全面解除するとともに、10月からはインバウンドの入国制限を大幅緩和するなど、感染抑制と経済活動の両立を図る「ウィズコロナ」への政策転換を行いました。その効果により国民の「コロナ慣れ」もあって、経済活動は徐々に正常化に向かいました。一方で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学リスクの高まりにより資源・エネルギー価格が高騰したことや、急激な円安の進行により輸入物価が上昇するなど景気の先行きは不透明な状況が続きました。

このような情勢下、当金庫といたしましては対面営業の自粛など感染予防に留意しつつも、お取引先の資金繰り支援や各種補助金・助成金の申請のお手伝いなどに全力で取り組むとともに、不良債権に対する適切な引当を行い、且つ効率的な資金運用やローコスト経営に努めてまいりました。

その結果、当期末の預金残高は、3,824億円と前期比3.36%、貸出金残高は、1,407億円、前期比2.15%、各々順調に増加いたしました。

また、収益面では、超金融緩和下ではあったものの、米国のインフレ対策としての金融引き締めが日本の金融市場に良い影響を与え、当金庫の資金運用収益や債券売却益等が増加したものの、国債等債券償却も増加いたしました。その結果として、経常利益は、2,820百万円と前期比2.77%、最終当期純利益は2,035百万円、前期比3.02%と各々若干の減益となりました。なお、健全性の指標である自己資本比率は、18.63%と国内基準(4%)を大きく上回る水準を確保することができ、尚一層の経営基盤の強化を図ることができました。

これも、偏に会員の皆さまならびにお取引先皆さまのお引き立ての賜と、厚くお礼申し上げる次第です。

今期(令和5年度)は、『ながしん「支援力の強化と変革への挑戦」3か年計画』～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～の最終年度であり、当金庫創立100周年を迎える大きな節目の年であります。今日までの地域の皆さまの温かいご支援に、心より感謝申し上げます。

今後も、お客さまや地域が抱える課題解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献することを目指して努力していく所存でございます。

何卒、この上とも倍旧のご支援とご愛顧を賜りますよう切にお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和5年7月



理事長 田邊 功

基本理念

地域金融の担い手として与えられた社会的使命と役割に誇りを持ち、地域と地域の人々との共感と信頼を大切に、健全経営のもと活力ある長浜信用金庫を目指す。

経営理念

1. 経営基盤と経営体質の強化をはかり、常に健全経営に徹し地域金融機関としての信用を高める。
1. 財産形成の支援と円滑なる融資を通じて、地域と地域の人々の繁栄に寄与する。
1. 職員の資質向上をはかるとともに、職員および家族の繁栄に努める。

3か年経営計画

『ながしん「支援力の強化と変革への挑戦」 3か年計画』

～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～
(令和3年度～令和5年度)

基本方針

地域やお客さまの課題解決に向けた価値ある提案や円滑な資金供給を通じた貸出金利の適正な設定と、役務収益の拡大に努めるとともに、店舗戦略の見直し等を通じた経営の合理化・効率化を推し進め、収益性の向上などを図りつつ、柔軟かつ強固な経営体質による持続可能なビジネスモデルを構築する。

4つの重点戦略と具体策

1. 本業支援、経営改善支援

- ・ 経営課題に沿った支援、各種補助金や支援金の活用推進
- ・ 各種外部専門機関の積極的な活用

2. 業務の改革

- ・ 相談業務、コンサルタント業務拠点として、セールス型店舗への移行
- ・ 収益模様に見合ったコスト概念の追求
- ・ 業務プロセスの見直しによる効率的な組織運営

3. 業界総合力の活用

- ・ 業界ネットワークの活用
- ・ 地域の枠を超えた信用金庫同士の連携

4. 業務遂行能力の向上

- ・ 若手職員の実践的な育成、自己啓発意欲の向上、女性職員の職務拡大

CONTENTS

■〈ながしん〉と地域とのかかわり

地域密着型金融の取組み	3
創立100周年にかかる取組み	4
〈ながしん〉のホームページ	4

■事業の概況について

第100期(令和4年度)事業の概況

事業方針	5
金融経済環境	5
預金	6
貸出金	6
損益	6

■地域貢献について

地域活性化への取組み

地域密着型金融の取組み	7
環境に関する取組み	8
お客さまの利便性向上に関する取組み	8

■財務の健全性について

自己資本の状況	9
不良債権の状況	10
リスク管理の徹底	11～12

■業務の適切性について

法令等遵守態勢・内部統制	13
お客さま保護に向けた取組み	14～16
総代会制度	17～18

■商品・サービスについて

商品・サービスのご案内

預金商品	19
個人向けローン商品	20
事業者向けローン商品	21
サービス	21～22
各種手数料のご案内	23

■資料編

財務諸表	25～30
営業の状況	31～35
役職員の報酬体系の開示	36
バーゼルⅢ第3の柱の開示	37～45
当金庫の概要	46
店舗のご案内	47～48
当金庫のあゆみ	49
開示項目一覧	50

〈ながしん〉と地域とのかかわり

地域社会との強い絆を大切に、持続的発展が可能な地域社会づくりに取り組んでいます。

※令和5年3月31日現在

事業の概況について

地域の
お客さま
会員の皆さま
(会員数11,753人)

出資金 786 百万円

預金積金
382,442 百万円^①

貸出金
140,732 百万円^②
(預貸率^②/^① 36.79%)

お取引先への支援等
文化的・社会的貢献活動



〈ながしん〉

常勤役職員 210人
店舗数 15店舗
店外ATM 9台

令和4年度決算に関する事項

業務純益 2,837百万円
経常利益 2,820百万円
当期純利益 2,035百万円
自己資本比率 18.63%

債券市場
株式市場
信金中金 等

有価証券や
預け金による
運用も行っ
ています。

有価証券
224,323百万円
預け金
54,104百万円



コーポレートシンボル

3つの楕円は、左側から「地域・金庫・未来」を表し、地域と金庫の2つの楕円で人をイメージしたものに、未来の楕円をあわせて、NAGASHINの頭文字のNをシンボライズしています。

デザインは、楕円の緩やかな組み合わせにより「やさしさと親しみやすさ」を、色調にはブルー系を用いることで「さわやかさと信頼感」、「琵琶湖の水とすんだ青空」を表現しています。

さらに、Nのデザインの中央にある白抜きは、当金庫のスローガンである「未来にいい風」を表現し、地域や地域の人々の未来に向かって吹くフォローの風でありたいとする、当金庫の思いを表現しています。

当金庫は、湖北地方と称せられている長浜市・米原市を主な営業基盤として、地元の中小・零細企業者や住民の皆さまが会員（ご出資者）となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

したがって、創業以来この信用金庫の基本理念のもと、地元のお客さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とするお客さまにご融資し、地域発展のための金融円滑化に努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた、地域社会との強い絆、ネットワークは当金庫にとって最も大切な財産と考えております。

今後とも、金融サービスの提供はもとより、地域社会における福祉・教育・文化・環境といった各分野におきましても、引続き貢献できるよう努力してまいります。

地域密着型金融の取組み

基本的な取組方針

地域密着型金融は、当金庫が協同組織金融機関としての使命を果たすべき業務活動の根幹であることから、「3か年経営計画」において取り組むべき重点課題を明示し、具体的な施策については毎年度「事業計画」を策定し、PDCA管理のもと推進を図っています。

令和4年度の取組状況

当金庫3か年経営計画「ながしん『支援力の強化と変革への挑戦』3か年計画～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」(令和3年度～令和5年度)」の中心年度として、重点課題である「本業支援、経営改善支援」、「業務の改革」、「業界総合力の活用」、「業務遂行能力の向上」の着実な進展に取り組み、お取引先をはじめ地域の皆さまとの更なる連携強化を図りながら、地域の活性化、持続的発展への寄与に努めました。

特に、「地域密着型金融」の本質に関わる、

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮
2. 地域の面的再生への積極的な参画

の二つの分野における具体的な推進については、P7～P8「地域活性化への取組み」をご覧ください。

〈ながしん〉は、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に貢献すべく、「地域」「信頼」「繁栄」を重要なテーマとし、お取引先や地域社会との「絆」を大切に、地域の社会的課題解決と経済成長の両立を図り、持続可能な社会の実現に努めてまいります。

ながしんSDGs宣言

1. 「地域」(魅力ある地域社会づくり)

質の高い金融サービスの提供やコンサルティング機能を通じて地域経済の活性化に寄与し、地域の持続的発展に貢献することを目指してまいります。

2. 「信頼」(地域を大切にする)

お取引先企業の抱える経営課題に対応する課題解決型金融の実践、ライフサイクルにおいてお客さまが必要とするニーズ・コンテンツの提供を行い、お客さまに寄り添った金融機関として信用に応えてまいります。

3. 「繁栄」(人を大切にする)

金融以外の分野においても、地域への社会貢献活動や環境への負担軽減に取り組みかけがえのない地域と地域に関連する、すべての人びとの幸せづくりを第一に行動してまいります。



持続可能な開発目標

(SDGs : Sustainable Development Goals)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、「地球上誰一人として取り残さない」との基本理念のもと、目標持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成されています。

創立100周年にかかる取組み



おかげさまで令和5年10月11日に当金庫創立100周年を迎えさせていただきます。日頃のご愛顧とお引き立てに厚く感謝申し上げます。

100 おかげさまで、長浜信用金庫は創立100周年
～地域とともに～ 感謝をこめて これからも

〈ながしん〉
プレゼント付 定期積金

抽選で当たる!
(令和5年4月3日抽選)

感謝

第2期 募集期間
令和5年 4月3日(月)
令和6年 3月29日(金)

17,000円以上 2年以上5年以内 100万円以上 店頭表示金利

創設100周年を記念して、お客さまに「感謝」の気持ちをお届けするために、プレゼント付定期積金を発売しました。

100 おかげさまで、長浜信用金庫は創立100周年
～地域とともに～ 感謝をこめて これからも

ながしん
金利優遇定期預金 〈あゆみ〉

期間5年 年0.180%
期間3年 年0.155%
期間1年 年0.120%

〈ながしん〉は地元の皆さまに支えられ100周年。100年の「あゆみ」に思いを込めて、お得な金利優遇定期預金を発売しました。

滋賀県の森林は県の面積の50%を占めております。この森林が、豊かな琵琶湖を育んできました。滋賀県の森林の間伐材を利用した木製ベンチを100周年記念事業として長浜市・米原市の各自治会に順次寄付させていただいております。

100周年事業 寄附



当金庫100周年記念事業として、市立長浜病院がん医療事業、長浜曳山祭協賛事業、西田天香顕彰事業等に寄附いたしております。

〈ながしん〉のホームページ

〈ながしん〉のホームページでは、商品・サービスのご案内、店舗ATMのご案内など、さまざまな情報を掲載しています。

また、インターネットバンキング、バンキングアプリ、ローン仮審査お申込み、ローンシミュレーション等のサービスがご利用いただけます。

ながたんは〈ながしん〉のオリジナルキャラクターです。



ホームページ
<https://www.nagashin.co.jp>



LINE
アカウント
LINE ID:
nagashin

第100期(令和4年度)事業の概況(令和5年3月31日現在)

企業理念・事業計画に基づき着実に経営活動を営んでいます。

事業方針

第100期は、「『ながしん「支援力強化と変革への挑戦」3か年計画』～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～」の中心年度であり、地域経済が深刻な苦境にある今、お客様や地域が抱える課題の解決に尽力し、幸せづくりと地域社会全体の成長に貢献することを目指し、また、本計画中に迎える令和5年10月の当金庫創立100周年に向け、役職員一丸となって取り組まなければなりません。地域に根ざした金融機関として、地域や中小零細企業、個人事業者の皆様の課題解決に向けて、きめ細やかな対応により、円滑な金融仲介の役割を果たすため ①本業支援、経営改善支援 ②業務の改革 ③業界総合力の活用 ④業務遂行能力の向上 を計画の重点施策とし、これが実現に向けて取り組み、「お取引先・地域・ながしん」が一体感の持てる存在感のあるコミュニティバンクを目指してきたところです。

金融経済環境

令和4年の我が国経済は、新型コロナウイルス感染再拡大が年初から断続的に発生し、外出機会の減少等により消費活動を中心に影響が生じたものの、政府は3月にまん延防止等重点措置を全面解除するとともに、10月からはインバウンドの入国制限を大幅緩和するなど、感染抑制と経済活動の両立を図る「ウィズコロナ」への政策転換を行いました。加えて、国民の「コロナ慣れ」もあって経済活動は徐々に正常化に向かったものの、他方で、ロシアのウクライナ侵攻に伴う地政学リスクの高まりにより資源・エネルギー価格が高騰したことに加え、急激な円安の進行により輸入物価が上昇するなど先行き不透明な状況が続きました。この間、我が国の実質GDPは一時期マイナス成長となり、日銀短観による企業景況感、代表的指標である「大企業・製造業」の業況判断指数が12月調査では、4四半期連続の悪化となりました。

世界的には、本年1月のIMFなどの調査結果による今後の経済の見通しでは、成長は急激に鈍化し、経済活動は広範にわたり、当初予想より大幅に減速しました。主な要因は、新型コロナによるパンデミックの再燃、ロシアのウクライナ侵攻によるロシアの天然ガス供給遮断、石油や穀物価格の上昇、中国ではゼロコロナ政策による景気後退懸念、予想を上回るインフレの長期化、米欧のインフレ抑制のための金融引き締めによる急激な金利上昇であると思われます。

国内の中小企業では、宿泊・飲食業を中心に、コロナ禍による外出自粛やインバウンド需要減退等の影響を強く被ったことに加え、円安の急伸に伴う原材料価格の上昇等により、一段と厳しい経営環境におかれることとなりました。

金融面では、日銀は、内外金利差の拡大に伴い急激に円安が進行する中、引き続き2%の「物価安定目標」の実現を目指し「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続しましたが、年末に開催された金融政策決定会合において長期金利の上限引き上げを行い、事実上金融緩和政策の修正を行いました。

このような情勢下、当金庫といたしましては対面営業の自粛など感染予防に留意しつつも、お取引先の資金繰り支援や各種補助金・助成金申請に積極的に対応するなど全力を挙げて取り組みました。

当金庫は、本年もコロナ対策関連融資に全力を注ぎつつ、不良債権に対する適切な引当を行い、且つ効率的な資金運用やローコスト経営に努め、最終当期純利益は前期を若干下回りましたが、尚一層の経営基盤の強化を図ることができました。



預 金

期末残高 **382,442百万円**
(前期比 12,451百万円、3.36%増加)

給与・年金振込を中心に個人向け取引を推進し、結果として期末残高は、382,442百万円、対前期比12,451百万円、3.36%、また、期中平均残高は、377,367百万円、対前期比15,029百万円、4.14%と各々増加いたしました。

【預金の人格別・科目別残高内訳】

(令和5年3月31日現在)

個人(75.7%)

289,557百万円

金融機関(0.0%)
70百万円

公金(9.5%)
36,559百万円

法人(14.7%)
56,254百万円

定期預金(66.2%)

253,232百万円

定期積金(2.0%)
7,693百万円

当座預金(0.9%)
3,647百万円

普通預金(30.3%)
116,177百万円

貯蓄預金(0.1%)
583百万円

通知預金(0.0%)
31百万円

別段・納税準備預金(0.2%)
1,077百万円

貸出金

期末残高 **140,732百万円**
(前期比 2,965百万円、2.15%増加)

個人・法人ともにコロナ対策の資金繰り支援や、日本政策金融公庫とのCLO融資などに取組み、また、消費者ローンにおいても職域セールスにより増加が図れました。加えて金融機関向け融資により、結果として期末残高は、140,732百万円、対前期比2,965百万円、2.15%、また、期中平均残高は、139,233百万円、対前期比2,841百万円、2.08%と各々増加いたしました。

【貸出金の業種別残高内訳】

(令和5年3月31日現在)

個人

(住宅・消費・納税資金等)
(21.2%)

29,809百万円

地方公共団体(12.0%)
16,879百万円

金融業・保険業(26.7%)
37,551百万円

その他(0.4%)
592百万円

製造業(7.7%)

10,783百万円

建設業(8.3%)

11,708百万円

運輸業・郵便業(2.8%)

3,922百万円

卸売業・小売業(4.5%)

6,365百万円

不動産業(8.8%)

12,412百万円

サービス業(7.6%)

10,699百万円

損 益

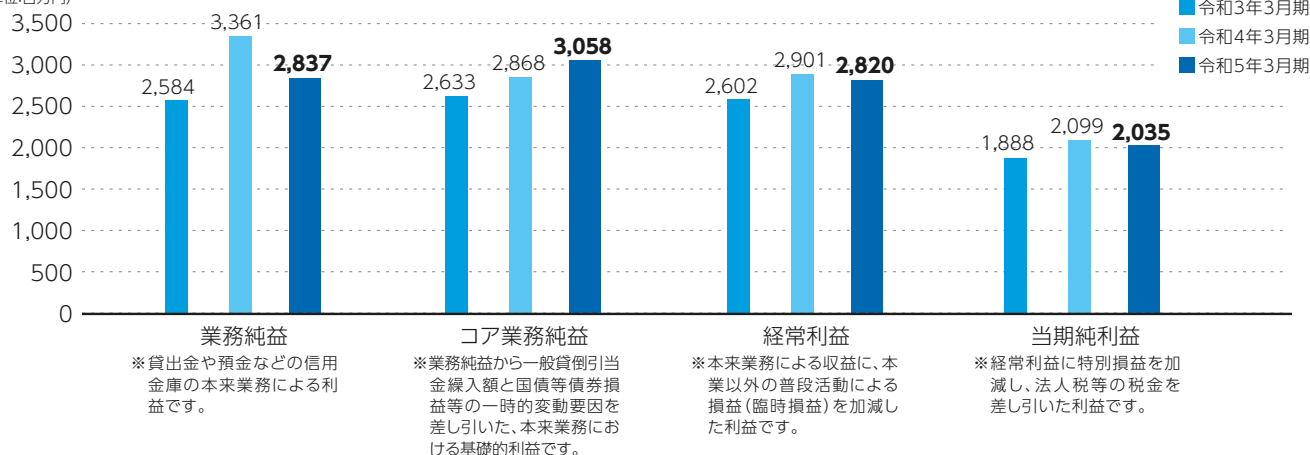
当期純利益 **2,035百万円** (前期比 63百万円、3.02%減益)

厳しい環境下ではありましたが、資金運用収益が増加したことにより、経常収益は6,795百万円、対前期比675百万円、11.04%の増加となりました。一方、経常費用は、業務費用の増加により、3,975百万円、対前期比756百万円、23.5%増加となりました。その結果、経常利益は、2,820百万円、対前期比80百万円、2.77%、また当期純利益も、2,035百万円、対前期比63百万円、3.02%各々若干の減益となりました。

なお、本業による利益を示す業務純益は、2,837百万円となりました。なお、健全性の指標である自己資本比率は、18.63%と国内基準(4%)の4倍を上回る水準を確保することができ、引き続き健全な財務体質を堅持しております。

【業務純益・コア業務純益・経常利益・当期純利益の推移】

(単位:百万円)



地域活性化への取組み

金融サービスの提供はもとより、地域の文化的・社会的貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

地域密着型金融の取組み

1. 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

■経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ▶ お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
 - ▶ 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ▶ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
 - ▶ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
 - ▶ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ▶ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	263件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	22.52%
保証契約を解除した件数(注)	20件

(注)「保証契約を解除」とは根保証の期限到来前に保証を解除した場合または根保証の期限到来時に期限を延長しなかった場合をいいます。なお、「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

■各種制度融資への取組み

県制度融資

令和4年度実績

348件 1,814百万円

長浜市制度融資

令和4年度実績

20件 80百万円

■お取引先企業に対する経営改善支援強化への取組み

営業店と本部専担部署とが連携を取りながら、お取引先の経営改善支援に取り組みました。

令和4年度経営改善支援取組先

(内訳)「滋賀県中小企業活性化協議会」活用による支援先

その他経営改善支援取組先

定期的なモニタリング先

46先

6先

40先

46先(延べ 63回実施)

2. 地域の面的再生への積極的な参画

■金融、情報、ノウハウ、人材等の支援を通じ、地方公共団体・経済団体等との連携・強化を図りながら、地域活性化に努めております。

- 「長浜市中心市街地活性化基本計画」への参画
- 「長浜市産業振興ビジョン」、「長浜ビジネスサポート協議会」への参画

■地域貢献活動

地域の様々な行事に積極的に参加するなど、文化・スポーツ振興等の支援に取り組んでいます。



▲理事長杯少年野球大会

環境に関する取組み

■節電に対する取組み

当金庫では、電力供給不足に対応するため、節電に関して積極的な取組みを推進しております。

- ①クールビズ、ウォームビズの実施
- ②照明、空調、OA機器等にかかる節電
- ③ATMの「省電力モード」の導入
- ④デマンド監視装置による電力使用状況の監視



▲デマンド監視装置

お客さまの利便性向上に関する取組み

■お身体の不自由なお客さまや高齢者への利便性向上の取組み

当金庫では、全てのお客さまに安心してご利用いただけるよう、利便性の向上に取り組んでいます。

- 全店舗（一部店外ATMを除く）に視覚障がい者対応ATMを設置するとともに、視覚障がい者の方の窓口での振込手数料をATM振込手数料と同額としております。
- 視覚障がい者用ガイドホン、車椅子用スロープ、点字タイル、LED電球の導入など、人にも環境にもやさしい店舗づくりに努めております。また本店営業部には障がい者対応のトイレも設置しております。
- 全店舗窓口に携帯補聴器、簡易筆談器、「耳マーク」表示板、コミュニケーションボードを設置しております。
- ご指定の普通預金口座の入出金明細を1か月単位で点字印字する「点字印字サービス」を取り扱っております。
- 本店ATMコーナーに「AED（自動体外式除細動器）」を設置しており、万が一のときは店舗営業時間外でも使用可能です。
- 営業店をローカウンター仕様に変更しました。



▲▶視覚障がい者用ガイドホンセンサー（上）と車椅子用スロープ（本店）



▲AED（本店ATMコーナー）

■災害等非常時への対応

当金庫では、災害等非常時に備えて各種対応を図っております。

- 本店に液化ガス発電装置を設置し、災害等停電時に約59時間自家発電できる対応を図っております。
- 災害対応LPガスシステムを6店舗に設置し、災害時にライフラインが寸断されても、復旧までの数日間、生活のためのエネルギーとして地域の皆さまのご支援ができる対応を図っております。
- 全営業店に、リチウムイオン蓄電池を設置し、ATMコーナーの長期停電時への対応を図っております。



◀マイクロコージェネレーション停電対応機

TOPICS

キャッシュカードをより「便利」に、より「お得」にお使いいただけるよう、ATMの利便性向上に努めております

- 当金庫のキャッシュカードにより、当金庫のATMで入出金される場合、年中無休（一部店舗外ATMを除く）で終日手数料無料です。
 - 当金庫のキャッシュカードによる当金庫内（同一店内および本支店あて）振込手数料が無料です。
 - 店舗ATMは全店21時までご利用いただけます。また通帳の繰越も可能です。
 - 「しんきんATMゼロネットサービス」に加盟している全国のしんきんATMでの入出金手数料が無料です。
 - 当金庫は下記の滋賀県内6金融機関相互のATM利用手数料を無料とするサービス「滋賀どこでもATMネット」に参加しています。この「滋賀どこでもATMネット」では、各金融機関のお客さまが手持ちのキャッシュカードで6金融機関のATMをご利用される場合、平日8:45～18:00の間、ご利用手数料が無料です。
- 〈参加金融機関〉長浜信用金庫、滋賀銀行、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、滋賀県信用組合
- 全国のローソンに設置されているローソン銀行のATMで、入出金される場合、平日8:45～18:00の間、ご利用手数料が無料です。

※一部例外がありますので、詳しくは最寄りの店舗へお問い合わせください。

自己資本の状況(令和5年3月31日現在)

自己資本の充実を図り経営の健全性・安全性を確保しています。

出資金は、期末現在7億8千6百万円、会員数は11,753人となっています。
この出資金に剰余金処分後の諸積立金、一般貸倒引当金を加えたコア資本に係る基礎項目の額から、調整項目の額を差し引いた自己資本の額は、370億9百万円となりました。

一方、信用リスク・アセットの額にオペレーショナル・リスクを加味したリスク・アセット等の額の合計額は、1,985億82百万円となりました。この結果、自己資本比率は国内基準(4%)の4倍を上回る18.63%となり、経営の健全性・安全性を十分確保することができました。

これからも、事業計画の推進を通じた利益の積上げにより自己資本の充実に努めてまいります。

【自己資本の額および自己資本比率の推移】

(単位:%、百万円)

項 目	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
自己資本比率 (国内基準4%)	19.68	17.56	17.44	17.10	18.63
自己資本の額	30,156	31,379	33,256	35,166	37,009

令和5年3月末
自己資本比率

18.63%

令和5年3月末
自己資本の額

37,009百万円

自己資本の額、リスク・アセット等の額の内訳

$$\text{自己資本比率 (18.63\%)} = \frac{\text{①自己資本の額 (ハ)} \quad (37,009 \text{百万円})}{\text{②リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)} \quad (198,582 \text{百万円})}$$

①自己資本の額

(単位:百万円)

項 目	当期末
コア資本に係る基礎項目	
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	36,593
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	648
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	37,242
コア資本に係る調整項目	
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	62
前払年金費用の額	169
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	232
自己資本	
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	37,009

②リスク・アセット等の額の合計額

(単位:百万円)

項 目	当期末
リスク・アセット等	
信用リスク・アセットの額の合計額	189,031
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,551
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	198,582



自己資本比率とは?

自己資本比率とは、金融機関の健全性を示す重要な指標のひとつで、出資金や積立金等の自己資本を「分子」に、リスク・アセット(損失が発生する可能性のあるリスク資産)を「分母」として算出します。

現在、国内金融機関は4%以上であることが求められており、高いほど健全な財務体質であるといわれています。

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

また、信用リスク・アセットの額の算出にあたり標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出については基礎的手法を採用しております。

詳しくは、P37~P45 資料編「パーゼⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況(令和5年3月31日現在)」をご覧ください。

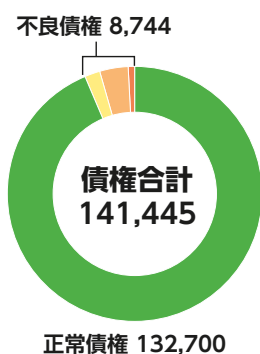
不良債権の状況(令和5年3月31日現在)

厳格な自己査定を実施し、資産の健全性確保に万全を期しています。

貸出金をはじめとする債権は、金融機関の資産の中で最も大きなウェイトを占めるとともに、収益の大きな柱でもあるため、債権の状況(元本や利息が正常に支払われているかなど)は、金融機関の健全性の中でも重要なものです。

当金庫では、皆さまに安心してお取引いただくために、経営体質の強化を図るべく、厳格な自己査定基準および償却・引当基準を定め、これに基づいた適正な引当処理を行い、資産の健全性確保に万全を期しています。

金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権の保全・引当状況



不良債権 8,744

危険債権 5,402
要管理債権 2,498
破産更生債権等 843

保全額 7,859

担保・保証 4,187

貸倒引当金 3,671

未保全額 884

未保全額に対する自己資本の額 37,009

自己資本の額 37,009

(単位:百万円)

不良債権は、担保・保証等や貸倒引当金により89.88%が保全されています。

未保全額884百万円に対して、自己資本の額が37,009百万円あり、万が一への備えは万全です。

(単位:百万円)

債権の区分		債権額 a	保全額 b			未保全額 a-b	保全率 b/a
				担保・保証額	貸倒引当金		
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	A	843	843	326	516	0	100.00%
危険債権	B	5,402	5,246	2,592	2,653	156	97.10%
要管理債権	C	2,498	1,769	1,268	501	728	70.83%
三月以上延滞債権		—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権		2,498	1,769	1,268	501	728	70.83%
不良債権合計 (A+B+C)	D	8,744	7,859	4,187	3,671	884	89.88%
正常債権	E	132,700					
債権合計 (D+E)		141,445					

上記、表の用語の説明については「金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権の保全・引当状況」(P33～P34)をご覧ください。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	763	648	—	763	648
個別貸倒引当金※	3,082	182	12	82	3,170
合計	3,846	830	12	845	3,818

※その他の資産にかかる損失引当金(令和4年度期末残高7百万円)は、含んでおりません。

貸出金償却の額

該当ありません。

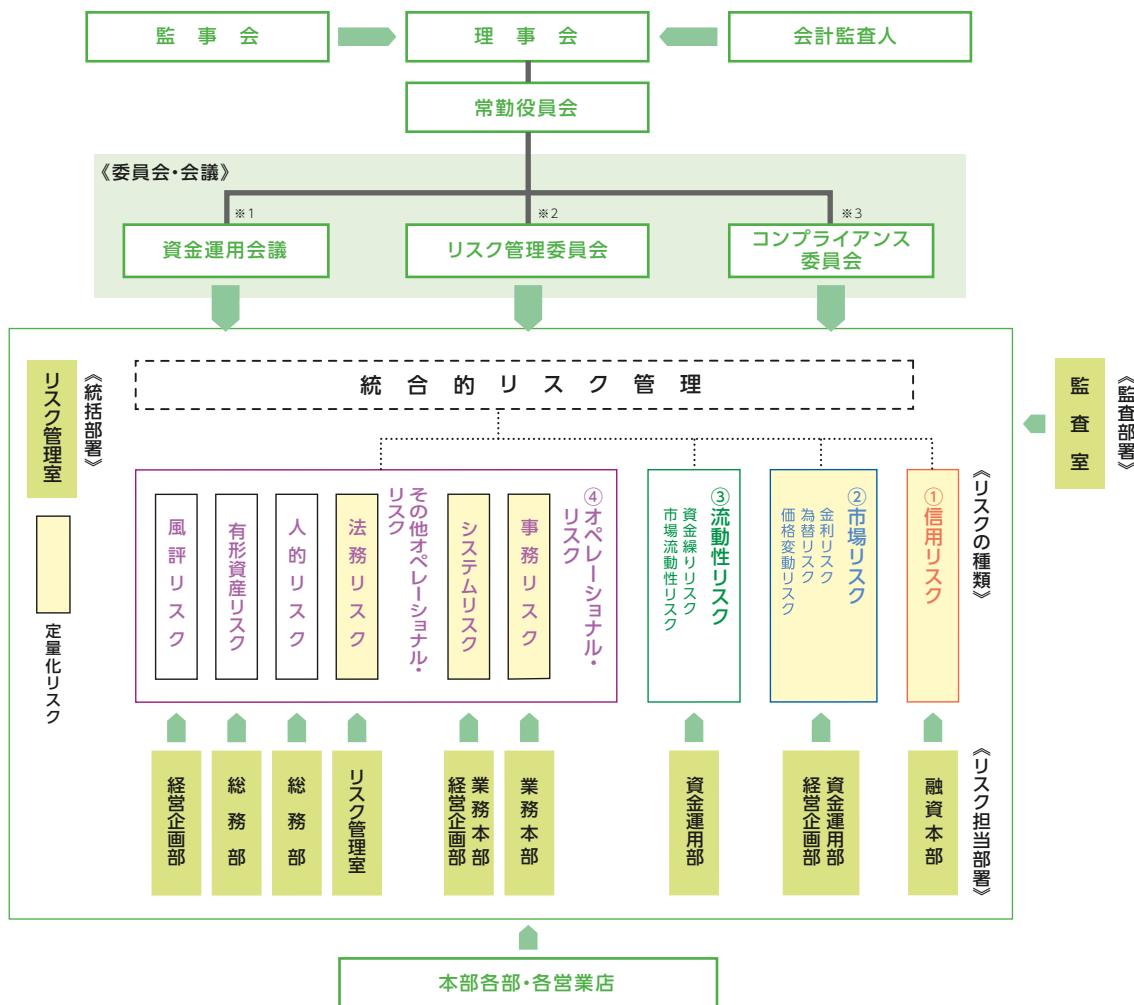
リスク管理の徹底

統合的リスク管理の充実・強化を図り、健全経営に努めています。

内包する多様なリスクを統合的に捉えたうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールにより、健全性の確保に努めています。

統合的リスク管理体制

- ①信用リスク ②市場リスク ③流動性リスク ⇒ モニタリング手法等により把握のうえ、適切にコントロールしています。
④オペレーショナル・リスク ⇒ リスクの所在や状況を一元的に把握し、極小化に努めています。



※1. 資金運用会議：余資運用の健全性と効率運用に資するため、定期的に開催しています。

※2. リスク管理委員会：信用リスク、市場リスク、流動性リスク等各種リスクを把握し適切にコントロールすることにより、資産・負債を総合的に管理し、資金調達・運用の適正化および収益の拡大を図ることを目的として、定期的に開催しています。

※3. コンプライアンス委員会：法令等遵守徹底のため、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた方針および具体的な方策を検討することを目的として、定期的に開催しています。

①信用リスク

信用リスクとは、お客さまにご融資した貸出金が業況悪化等により回収不能または困難になるリスクです。

当金庫では、融資業務における金融機関の社会的責任の自覚のもと、審査部門と推進部門の独立性を保ちつつ、予め定められた決裁権限に基づき厳正な審査を行っております。さらに、貸出金などの資産の健全性をより一層確保するために、資産の自己査定や信用格付を実施して、信用リスク管理の高度化に努めています。

②市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式相場等の様々な市場のリスク・ファクターの変動によって、保有する資産や負債の価値が変化し損失を被るリスクです。

当金庫では、資産・負債の総合的な管理(ALM)の徹底により、常にリスクの状況を把握しながらこれらの変動に適切に対応し、収益の安定化、資産・負債の健全性確保に努めています。

③流動性リスク

流動性リスクには、次の2つのリスクがあります。

ア.資金繰りリスク

運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされ、損失を被るリスクです。

イ.市場流動性リスク

市場の混乱等により、市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、損失を被るリスクです。

当金庫では、健全経営に徹するとともに適正な支払準備資産を用意し、流動性リスクに対して万全を期しています。

④オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクには、次のリスクがあります。

ア.事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当金庫ではこれらの発生を未然に防ぐために各種規程やマニュアルの整備を行い、事務指導の徹底を図るとともに、事務処理の機械化、集中化ならびに内部牽制機能等の強化により事務ミスなどの防止に努めています。一方、組織上独立した監査室が定例的に監査を行うなど業務全般にわたって厳格な監査体制を構築し、事故防止のために万全の対策を講じています。

イ.システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正使用などによって損失を被るリスクです。当金庫では、主要な業務について信用金庫業界が設立した(一社)しんきん共同センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理には万全の体制で対応しています。同時に当金庫独自のシステムにより一部の業務を処理しておりますので、プログラムの開発をはじめシステム

の運用、コンピュータデータの取扱い等には規程を定め、厳重な管理を行っています。また、サイバー攻撃による情報流出やシステムの機能停止を防止するため、対応組織の設置やインシデント別の対策を定め、厳重な管理を行っています。

ウ.その他オペレーショナル・リスク

○法務リスク

お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害(監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)等を被るリスクです。当金庫では、コンプライアンス推進体制(P13をご覧ください)に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス(法令等遵守)の実践に取り組んでいます。

○人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失・損害等を被るリスクです。当金庫では、就業規則に基づき、職員の人権の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでいます。

○有形資産リスク

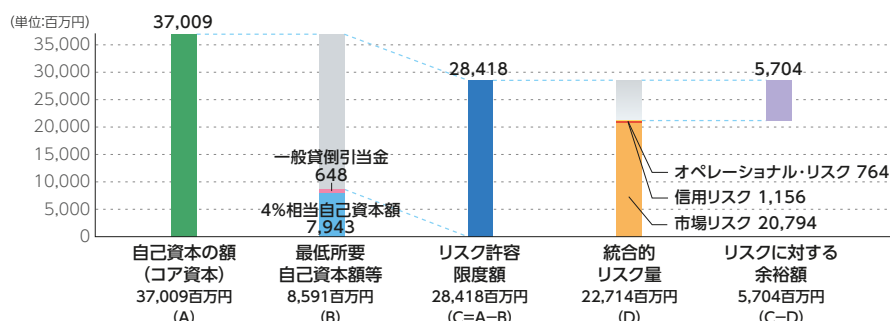
災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクです。当金庫では、不動産管理規程および災害対策マニュアルに基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じています。

○風評リスク

マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生するリスクです。当金庫では、風評リスクに関する管理態勢を構築し、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めています。

主要なリスクの状況(令和5年3月31日現在)

市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクの各リスク量を計測し、そのリスク総量が当金庫の保有する自己資本(コア資本)の一定範囲内に収まるよう、適切にリスク管理を行っています。



有価証券の状況(令和5年3月31日現在)

期末残高 **224,323百万円**

お客さまからお預かりしたご預金は、有価証券でも運用しています。有価証券での運用については、安全かつ効率的な運用に努めています。

詳しくは、P34～P35 資料編「営業の状況 有価証券等に関する指標」をご覧ください。

法令等遵守態勢・内部統制

法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めています。

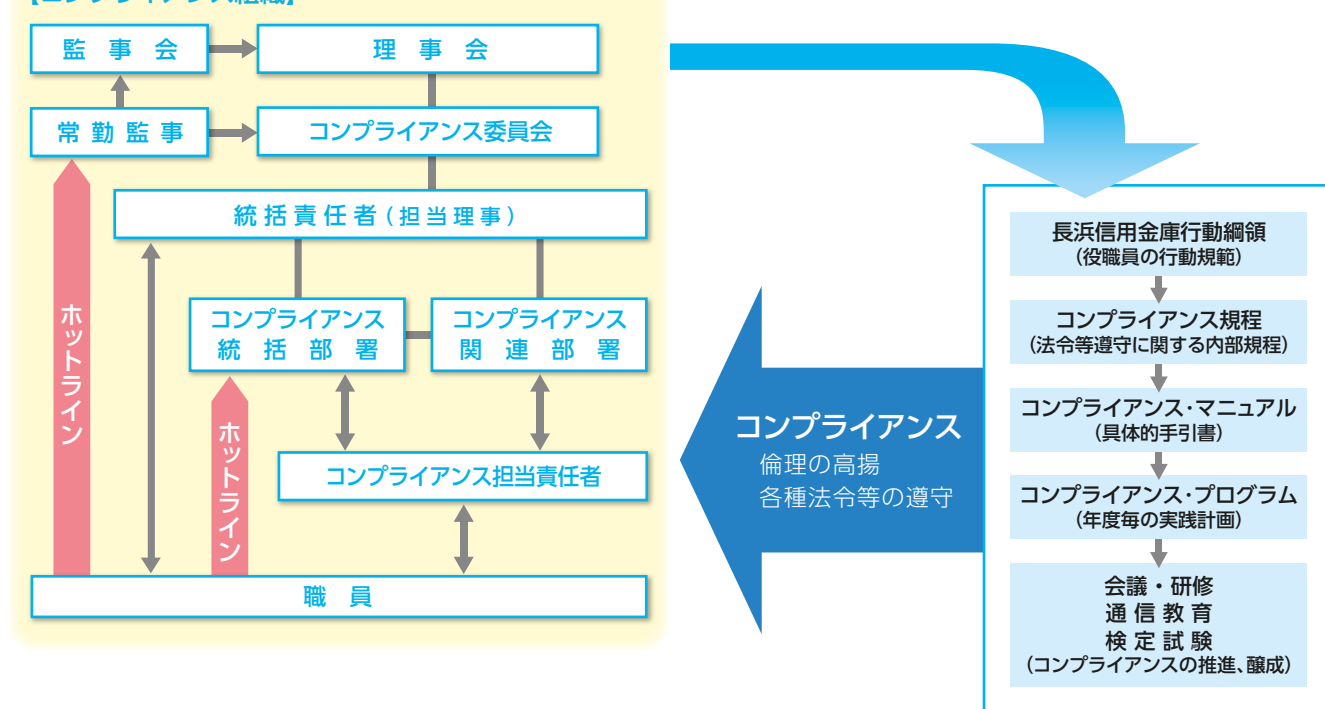
コンプライアンス推進体制

コンプライアンスとは、「あらゆる法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会的規範に基づき誠実かつ公正な事業活動を推進する」ことをいいます。

当金庫は地域に根ざした金融機関として、地域に対する社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全かつ適切な業務運営に努めるため、法令やルールを厳格に遵守することを重要な経営課題として取り組んでおります。

今後ともお客さま本位の業務活動を推進し、大きな信用と信頼を得ることができるようコンプライアンス体制の更なる充実に取り組んでまいります。

【コンプライアンス組織】



業務の適切性について

■内部統制システムの整備

当金庫は、信用金庫法第36条5項5号ならびに同法施行規則第23条の規定に基づき、自らの業務の適正を確保するため、次の内部統制システムの整備に取り組んでおり、継続的に実効性の確保に努めています。

1. 理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項
7. 理事および職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の対策

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、組織として適切に対応できる管理態勢の構築・強化に取り組んでいます。具体的には、マネロン・テロ資金供与対策の統括部署や責任者を定め、関係機関と密接に情報共有・連携を図るなどして、複雑・高度化する金融犯罪の未然防止に取り組んでいます。

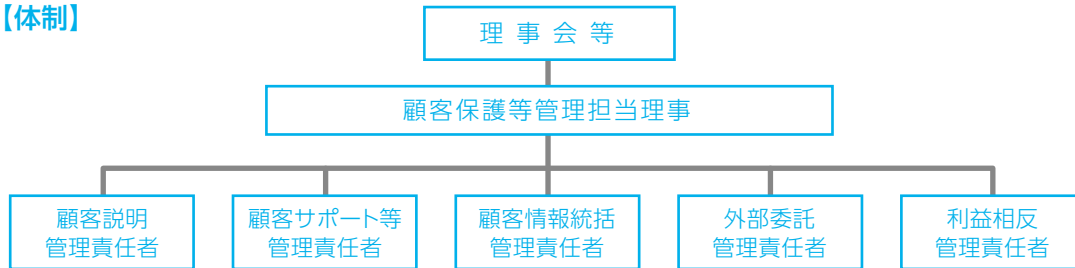
お客さま保護に向けた取組み

お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に取り組んでいます。

顧客保護等管理態勢

地域金融機関として地域社会や地域のお客さまから信頼され、「お客さま満足度の高い」金融の実現を目指すうえにおいて、お客さま保護および利便性の向上が極めて重要であることを認識し、お客さまの視点から自らの業務を捉え、適正なお客さま保護等管理態勢を整備・確立するために「顧客保護等管理方針」を定め、これに取り組んでいます。

【体制】



顧客保護等管理方針

当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

- 1.当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験、ご資産の状況等にに応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- 2.当金庫は、お客さまからのご意見や苦情・要望等については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるよう努めてまいります。
- 3.当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
- 4.当金庫が行う業務を外部業者に委託するに当たっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。
- 5.当金庫がお客さまと行う取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう努めてまいります。

- ※1.本方針において「お客さま」とは、「すでに当金庫をご利用いただいている、または過去にご利用いただいた方およびご利用を検討いただいている方」を意味します。
- ※2.お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、預金等の受入れ、金融商品の販売・仲介・募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務をいいます。

〈お問い合わせ窓口〉
顧客保護等管理方針に関するご意見・ご不明の点については下記までお申し出ください。
長浜信用金庫 お客さま相談室
電話番号 0120-549-274
受付時間 9:00～17:00(当金庫休業日を除きます。)

サイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止について

当金庫は、近年増加しているインターネットバンキングへの不正アクセスや不正送金等のサイバー犯罪被害の拡大防止や未然防止等において、滋賀県警察とサイバー犯罪に対する共同対処協定を締結するなど警察との連携を強化し、サイバー犯罪に対処しています。また、ご利用のお客さまにインターネットバンキング専用セキュリティソフト「Rapport」のご提供(無料)や、ソフトウェアによるワンタイムパスワードによるログイン方式※を採用しております。

当金庫では、今後ともお客さまにインターネットバンキング等の各種サービスを安心してご利用いただけるよう、サイバー犯罪対策をはじめとするセキュリティの強化に取り組んでまいります。

※個人インターネットバンキングのみ



▲インターネットバンキング専用セキュリティソフト「Rapport」

振り込め詐欺等の被害防止ならびに被害者の方への資金返還手続きについて

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(振り込め詐欺救済法)」が施行され、当金庫におきましても、この法律に基づき、預金保険機構と協力して、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座のうち、口座凍結等で資金が残っている口座の資金返還手続きを順次進めております。

また、滋賀県内3信用金庫(長浜信用金庫、滋賀中央信用金庫、湖東信用金庫)では、平成29年5月22日より満70歳以上で、過去1年以上キャッシュカードにてATM振込をご利用されていないお客様を対象に、1日あたりのお振込み限度額を10万円に引き上げています。

万一、振り込め詐欺被害に遭われた場合には、下記のダイヤルで資金返還手続等のご相談をお受け致します。

滋賀県警長浜警察署生活安全課の方々と連携し、本店で振り込め詐欺等撲滅のため、啓発活動を行いました。



▲振り込め詐欺等撲滅啓発活動(本店)

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要(抜粋)

当金庫は、お客さまからの問い合わせ、相談、要望、苦情および紛争等(以下「苦情等」といいます。)を営業店またはお客さま相談室で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店または下記のお客さま相談室へお申し出ください。

長浜信用金庫 お客さま相談室	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付時間	9:00～17:00(当金庫営業日) 受付方法:電話、手紙
※上記の他、下記FAXまたはeメールでも受付しています。	
FAX	0749-64-2288 E-mail:info@nagashin.jp

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとの取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客さま相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)	
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日時	月～金(祝日、12月31日から1月3日を除く) 9:00～17:00
4. 受付方法	電話、手紙、面談

5. 下記の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客さま相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会仲裁センター等に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3番3号
電話番号	077-522-2013
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00

名 称	第一東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

名 称	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受 付 日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という。)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)または(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。
- なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ(<https://www.nagashin.co.jp>)をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、近隣の弁護士会仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

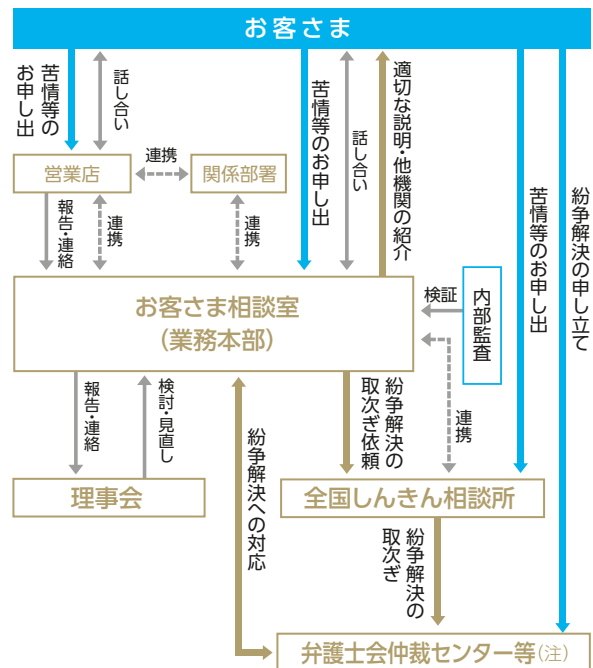
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、近隣の弁護士会仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

(1)～(9) 省略

(10) 苦情等への取組体制



(注) 弁護士会仲裁センター等

- ・滋賀弁護士会 和解あっせんセンター
 - ・東京弁護士会 紛争解決センター
 - ・第一東京弁護士会 仲裁センター
 - ・第二東京弁護士会 仲裁センター
- 現地調停・移管調停
(近隣の弁護士会仲裁センター等)

■個人情報保護宣言(プライバシーポリシー) 抜粋

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号(以下「個人情報等」といいます)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

■保険募集指針 抜粋

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めています。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
- 当金庫は、取扱保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取り扱いできません。
 - ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)
 - ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方
 - (2) 「上記①または②に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額(以下「保険金額等」といいます)を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ・ 生存または死亡に関する保険金額等:1,000万円
 - ・ 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金(一時金形式):1保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金(年金形式):月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金:日額5千円
- 【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
- ④ 疾病手術等給付金:1保険事故につき20万円
- 【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくことがございます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める規程等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」という。)し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行ってまいります。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象といたします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理いたします。
 - (1) 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - (3) 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行ってまいります。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および規程等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行ってまいります。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証いたします。

預金保険制度について

預金保険制度により、普通預金(総合口座を含む)、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、定期預金(財形預金を含む)、定期積金を合計して一元元本1,000万円までとその利息(定期積金の給付補てん金を含む)が保護されます。決済用普通預金と当座預金は全額保護されます。



<https://www.dic.go.jp/>

預金保険機構のホームページには、預金保険制度に関するQ&Aなど、預金保険についてわかりやすく紹介されています。

総代会制度

会員の皆さまのご意見を経営に反映しています。

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代とその選任方法

■総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

■総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員会を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し出る)

■総代候補者選考基準

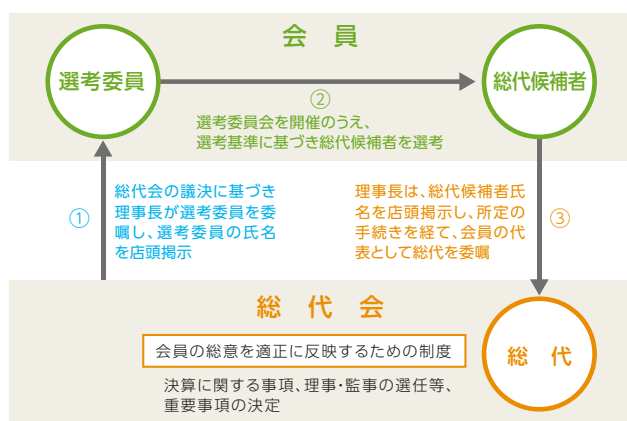
資格要件

- ・ 当金庫の会員であること
- ・ 就任時点で就任期間が30年を超えていないこと

適格要件

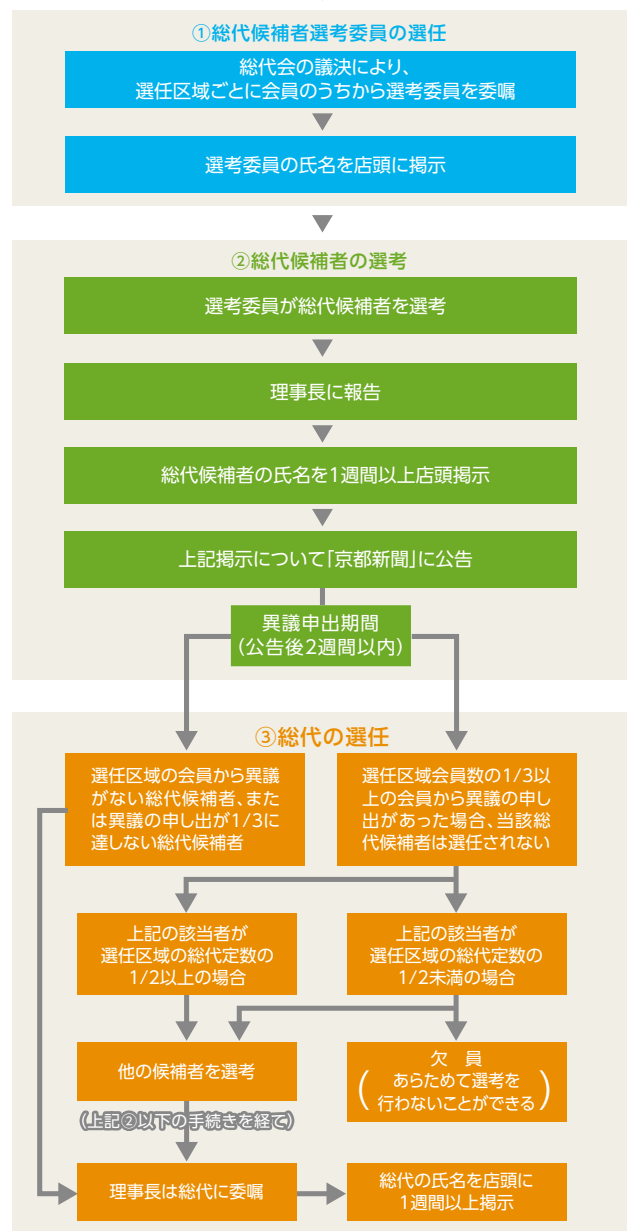
- ・ 総代として相応しい見識を有している方
- ・ 良識をもって正しい判断ができる方
- ・ 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- ・ 地域での居住年数が長く、人縁関係が深い方
- ・ 行動力があり、積極的な方
- ・ 人格、見識に優れ、当金庫の発展に寄与いただける方
- ・ 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



総代が選任されるまでの手続き

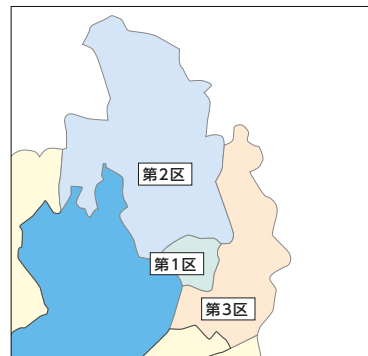
地区を3区の選任区域にわけ、各選任区域ごとに総代の定数を定める



総代の選任区域および定数(総代数は令和5年6月19日現在)

地 区	選任区域	定 数	総代数
第1区	長浜市のうち旧長浜市の区域	47人	45人
第2区	長浜市のうち旧伊香郡および旧東浅井郡の区域	26人	26人
第3区	米原市およびその他の区域	17人	17人
計		90人	88人

※旧長浜市および旧東浅井郡は、平成18年2月の長浜市、浅井町、びわ町の合併前の行政区分



総代名簿(令和5年6月19日現在)

(敬称略、順不同、丸数字は総代就任回数)

第1区(45人)					第2区(26人)				第3区(17人)	
小林 茂樹②	鳥居 治夫②	森野 弥太郎②	中川 良門②	太中 勇一②	鈴木 啓仁②	高木 弘重②	井 恒昭②	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②
藤田 雅之②	福永 利平②	上羽 輝明②	中村 浩敏②	鹿城 律人②	高木 弘重②	井 恒昭②	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②
関谷 松男②	上田 聡②	富岡 誠次②	饗場 善秀②	押谷 小助②	井 恒昭②	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
渡辺 誠行②	川村 伸市②	村田 寿郎②	川瀬 浩彦②	藤本 崇之②	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
沢田 昌宏②	居林 三保磨②	山室 智司②	中川 庄治②	竹本 直隆②	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
辻 喜八郎②	国友 美丸②	為永 義正②	中川 勝②	田中 伸一①	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
小倉 勝彦②	中村 正行②	本庄 浩二②	小寺 一弘②	田邊 正樹①	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
桐山 恵行②	中村 彰男②	松井 宏純①	田中 正孝②	野村 義人①	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
大橋 紳一郎②	原馬 良典②	松村 隆雄①	田中 健之②	横田 亨①	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
吉田 豊②	武田 武雄②	矢野 充①	岩根 博之②	富田 泰伸①	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
岸本 一郎②	瀧澤 清②	榎本 吉浩①	中村 喜隆②	大杉 憲輔①	古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
中田 憲史②	竹備 富明②	田邊 喜範①	山口 巖②		古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
押谷 俊憲②	沓水 文男②	小西 和哉①	居川 喜久男②		古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
本城 善男②	茂森 勇人②	松井 秀則①	大林 利男②		古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②
水上 豊彦②	松岡 義隆②	下村 源一郎①	西村 豊和②		古澤 宏之②	法戸 繁利②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②	田中 薫②

以上 88名

※信用金庫業界の「総代会の機能向上等に関する業界申し合わせ」に基づき、総代選任規程を一部改定し、総代の就任期間を定め、平成30年8月28日からの就任回数を表示しております。

総代各位のご年齢・ご職業等の構成(令和5年6月19日現在)

	構 成 比
ご年齢	70代以上45%、60代25%、50代25%、40代以下5%
ご職業	法人代表者70%、個人事業主10%、個人20%
業 種(法人代表者・個人事業主の方のみ)	卸・小売業37%、製造業21%、サービス業14%、建設業9%、運輸業6%、その他13%

第100回 通常総代会議事

令和5年6月16日開催の第100回通常総代会において、下記の事項の報告ならびに次の議案が承認・可決されました。

[報告事項] 第100期(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

- 1.業務報告およびその附属明細書ならびに計算関係書類に係る監事の監査結果報告の件
- 2.業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

[決議事項] 第1号議案 第100期「剰余金処分案」承認の件

第2号議案 「総代候補者選考委員」選任の件

第3号議案 定款15条に基づく会員除名の件



▲第100回通常総代会

商品・サービスのご案内

お客さまの豊かな人生設計をお手伝いしています。

預金商品

■「〈ながしん〉年金定期」

〈ながしん〉で公的年金をお受け取りいただいているお客さま、および新規に公的年金のお受け取りをご指定いただけるお客さまは、上乘せした金利で定期預金をお預け入れいただけます。

■〈ながしん〉子育て応援定期預金「わくわく」

お子さまの将来のための資金積立にピッタリな定期預金です。18歳以下のお子さまの人数に応じてプレミアム利率でサポートさせていただきます。

※上記商品のご利用条件等、詳細につきましては当金庫の窓口へお問い合わせください。

種 類	内 容	期 間	お預け入れ額	
総合口座	「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4つのサービスとキャッシュカードの便利な機能で、財産管理と家計簿がわりにご利用ください。	出し入れ 自由	1円以上	
普通預金	いつでも出し入れ自由の預金です。給与、年金、配当金などの自動受取や各種公共料金の自動支払など、おサイフがわりにお気軽にご利用ください。			
子育て応援普通預金口座 「のびのびフォト通帳」	お子さまやご家族の写真など、好きな写真を通帳にプリントすることで、オリジナル通帳をお作りいたします。また、1年ものスーパー定期預金(300万円未満)の金利を適用いたします。(残高101万円未満)※満15歳未満のお客さまのみのお取扱いとなります。また、残高が101万円以上の場合は、普通預金の金利を適用いたします。			
決済用普通預金	普通預金と同様の機能を持ちます。 預金利息は無利息ですが預金保険制度により全額保護されます。			
貯蓄預金※	必要なときにいつでも引き出せる貯蓄型の預金です。 残高に応じた金額階層別金利(基準残高は20万円)が適用されます。			
当座預金	会社や商店などのお取引に、安全で機能的小切手や手形をご利用いただく預金です。 決済用普通預金と同様、預金利息は無利息ですが預金保険制度により全額保護されます。			
納税準備預金※	納税に備えてあらかじめご準備いただく預金で、税金もかかりません。 (納税目的以外の払戻しには預金金利がかかります。)	お引出は 納税時		
通知預金	7日以上であれば預入期間に定めはありません。 お引出しの2日前にご通知をいただけます。	7日以上	5,000円以上	
後見支援預金	後見制度による支援を受ける方(ご本人)の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。	家庭裁判所の 「指示書」に基づく 取扱いとなります。	1円以上 (振込による預入の場合は、 0円で口座開設できます。)	
定期 預金	期日指定定期預金※	お利息は1年複利で、お預入れから1年経過後、1か月前にご連絡いただき満期日を指定することで、お引出しいただけます。また、一部をお引出しいただくこともできます。	3年以内 (但し、据置1年)	500円以上 300万円未満
	積立定期預金	毎月コツコツと、ボーナス月はガッツリと。 すべてのお預入れを期日指定定期預金として積み立てていただけます。	—	500円以上
	大口定期預金	余裕資金などのまとまったお金の運用にご利用ください。	1か月以上 5年以内	1,000万円以上
	スーパー定期預金			1円以上
	変動金利定期預金※	6か月ごとに金利が見直しされ、この時点で利息を受け取る単利型と元金に組み入れ運用する複利型(個人)があります。	1年以上 3年以内	
	退職金特別定期預金「輝」	大切な退職金をスペシャルな金利でお預かりします。	3か月	100万円以上 3,000万円以内
	相続定期預金	相続により受け継がれた資産を大切にお預かりします。	1年または3年	1円以上
	年金定期	〈ながしん〉で公的年金をお受け取りいただいているお客さま、および新規に公的年金のお受け取りをご指定いただけるお客さまは、上乘せした金利で定期預金をお預け入れいただけます。	1年	1万円以上 500万円以内
定期 積金	定期積金	貯める目標額を決めて、毎月一定額を積み立てていただく預金です。	6か月以上5年以内 (個人は1年以上)	1,000円以上
	子育て応援定期積金 「わくわく」	お子さまの将来のための資金積立にピッタリな定期積金です。18歳以下のお子さまの人数に応じてプレミアム利率でサポートさせていただきます。	3年以上 5年以内	1万円以上600万円 以内(1世帯あたり)
財形 預金	一般財形預金	お使いみちが自由な、給与天引き預金です。 1年複利の期日指定定期預金で運用します。	3年以上	1,000円以上
	財形年金預金	豊かな老後を送るための資金を計画的に貯蓄する目的の給与天引き預金です。 財形住宅預金と合計して1人550万円まで非課税扱いとなります。	5年以上	
	財形住宅預金	マイホームの資金づくりのための、給与天引き預金です。 財形年金預金と合計して1人550万円まで非課税扱いとなります。		

※現在、新規のお取り扱いはありません。

個人向けローン商品

■〈ながしん〉住宅ローン

(保証会社:しんきん保証基金、全国保証)

住宅取得等のご計画に合わせてさまざまなプランを提案いたします。がんを含むすべての病気やケガに対応する「全疾病保障」付団体信用生命保険でご家族の安心をサポートします。

■〈ながしん〉職域サポートローン

当金庫と職域サポート契約を締結した事業所の従業員の方を対象にお取引内容に応じて、店頭表示金利より金利を優遇いたします。自動車や教育、住宅・リフォーム関連資金にご利用いただけます。

※上記商品のご利用条件等、詳細につきましては当金庫の窓口へお問い合わせください。

種 類	内 容 ・ お 使 い み ち	ご融資限度額	ご融資期間	担保・保証人
ながしん住宅ローン (固定金利選択型、 変動金利型)	住宅の新築、増改築・修繕、住宅・マンション購入(中古物件を含みます)、住宅用土地購入および住宅ローン借換え資金などにご利用ください。	8,000万円	35年以内	担 保／融資対象の不動産 保証人／しんきん保証基金
		10,000万円		担 保／融資対象の不動産 保証人／全国保証
長期固定金利型住宅ローン・ フラット35	住宅の新築、住宅・マンション購入(中古物件を含みます)資金にご利用ください。また、住宅金融支援機構の証券化支援事業を活用するため長期固定金利でのお借入れが可能となります。	8,000万円	15年以上 35年以内	担 保／融資対象の不動産
無担保住宅ローン	住宅の新築、増改築・修繕、住宅・マンション購入(中古物件を含みます)、住宅用土地購入および住宅ローン借換え資金などにご利用ください。	1,500万円	20年以内	担 保／無担保 保証人／しんきん保証基金
リフォームプラン	住宅の増改築・修繕、門・塀・造園工事などの住宅関連資金にご利用ください。	1,000万円	15年以内	
カーライフプラン	自家用車の購入、オプション費用、免許取得費用、車検、修理、車庫設置費用などの自動車関連資金にご利用ください。		10年以内	保証人／しんきん保証基金
教育プラン	就学に伴う入学金、授業料、教材費、下宿費用などの教育関連資金にご利用ください。		16年以内	
福祉プラン	介護機器の購入・設置費用や老人ホーム入居一時金などの介護関連資金にご利用ください。	500万円		
職域サポートローン	当金庫と職域サポート契約を締結した事業所の従業員の方を対象にお取引内容に応じて、店頭表示金利より金利を優遇いたします。自動車や教育、住宅・リフォーム関連資金にご利用いただけます。	500万円		
個人プラン		100万円	10年以内	
シニアライフローン				
職域フリーローン	自動車や電化製品の購入、旅行、結婚、自宅の増改築・修繕、医療、借換えなど、お使いみちは自由にご利用いただけます。	500万円		
フリーローン				
フリーローン モア・プラス				
滋賀県医師協同組合員向け融資 「ドクタープラチナム フリー」	お使いみちは自由にご利用いただけます。 (ただし投機性資金を除く)	1,500万円	7年以内	保証人／法人:代表者1名 個人:配偶者またはそれに 代わる法定相続人1名
教育カードローン	お使いみちを教育関連資金に限定したカードローンです。	500万円	就学期間により 異なります。	保証人／しんきん保証基金
カードローン	カードにより貸越極度内で反復継続してご利用いただけます。 自動車や電化製品の購入、旅行、結婚、自宅の増改築・修繕、医療などお使いみちは自由にご利用いただけます。	100万円	—	保証人／しんきん保証基金
職域サポートカードローン				
長浜町家応援ローン	「認定町家」の購入資金またはリフォーム資金にご利用ください。	3,000万円	35年以内	担 保／無担保または融資対象 の不動産 保証人／しんきん保証基金または 全国保証

お客さまの声をお聞かせください。

〈ながしん〉では、会員の皆さまに限らず、広くお客さまの声をお聞かせいただきたくホームページ上に専用フォーム「お客さまの声をお聞かせください」を設けております。

皆さまからお寄せいただいた「声」をもとに、地域に根ざした〈ながしん〉として、より一層の利便性・サービス向上に努めてまいります。

事業者向けローン商品

■〈ながしん〉創業支援サポートローン「近江翔人」

湖国近江から未来へ翔ける創業をサポートします。また、平成29年7月より「ながしん創業助成金制度」を創設しております。

■〈ながしん〉個人事業主・法人役員向けフリーローン「ビジネス・プラス」

事業資金（借換えや農業に関する資金も可）にご利用いただけます。必要書類は運転免許証等本人確認資料。迅速なご融資が可能です（ただし、ご融資金額300万円超の場合は、所得証明書類が必要となります）。

※上記商品のご利用条件等、詳細につきましては当金庫の窓口へお問い合わせください。

種 類	内 容・お使いみち	ご融資限度額	ご融資期間	担保・保証人
事業者カードローン	カードにより貸越極度内で反復継続してご利用いただけます。事業資金（運転・設備）にご利用ください。	2,000万円	—	保証人／滋賀県信用保証協会
小規模事業者カードローン「カードSmile」		500万円	—	
創業支援サポートローン「近江翔人（おうみしょうにん）」	独立開業される方や、新規事業を展開される方、もしくは創業後5年以内の法人・個人事業主の方にご利用いただける事業資金です。	1,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内	保証人／ 法人：代表者1名 個人事業主：原則として1名
日本政策金融公庫とのパッケージ商品「近江翔人・W（おうみしょうにん・ダブル）」		合計3,000万円 （当金庫）1,000万円 （日本政策金融公庫）2,000万円		
フリーローン「ビジネス・プラス」	事業資金にご利用ください。	500万円	10年以内	保証人／フレッディセゾン
滋賀県医師協同組合員向け融資「ドクタープラチナム」	事業資金（開業・運転・設備）にご利用ください。	1億2,000万円 （開業後1年未満の場合は8,000万円）	20年以内	保証人／ 法人：代表者1名 個人事業主：配偶者またはそれに代わる法定相続人1名
長浜まちなか応援ローン	現在所有されている「町家」を賃貸するための改修資金等や「まちなか」において、景観に配慮した共同住宅等の新築・改修資金等にご利用ください。	3,000万円	25年以内	保証人／法定相続人
資産活用応援ローン	アパート・マンション・貸ビル・貸店舗等の改修資金、駐車場設営資金、空き家解体資金、その他所有不動産の有効活用に関する資金、付帯費用にご利用ください。	2,000万円	15年以内	保証人／法定相続人 ※ご融資金額が1,000万円以内の場合は、無担保での取扱いが可能です。
農業応援ローン	日本政策金融公庫と連携して、農業に従事される皆さまをサポートいたします。	500万円	運転資金 5年以内 設備資金 10年以内	担 保／無担保 保証人／法人：代表者1名 個人：原則として1名

このほかにも、手形割引、手形貸付、証書貸付、でんさい割引などの一般事業資金融資、地方公共団体融資、代理貸付業務（株式会社日本政策金融公庫、信金中央金庫、独立行政法人福祉医療機構など）をお取り扱いしております。

●商品ご利用に当たっての留意事項

当金庫では、お客さまの多様なニーズにあった各種ローンを取り揃えておりますが、商品には市場金利の情勢によって契約時の金利が上下する変動金利型商品や、保証会社の保証付融資で利息のほかに保証料が必要となるものなどがございします。ローンお申込みの際には、サービスの内容をご確認いただき、お客さまの目的にあった商品をお選びください。

サービス

種 類	内 容
キャッシュサービス	〈ながしん〉のキャッシュカードは、〈ながしん〉の本支店はもとより全国の信用金庫のほか、都市銀行・地方銀行などのMICS（全国キャッシュサービス）提携金融機関、ゆうちょ銀行、ローソン銀行、セブン銀行、イオン銀行、ビューアルッテ（JR東日本の駅のATM）のキャッシュコーナーでお引出しいただけます。また、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行、セブン銀行、「入金ネット」参加金融機関のキャッシュコーナーではお預入れも可能です（個人・個人事業主のお客さまの場合）。なお、法人のお客さまがご利用されるオフィスキャッシュカードでは、全国の信用金庫、ゆうちょ銀行、ローソン銀行のキャッシュコーナーでお引出し、お預入れが可能です。
生体認証ICカード（キャッシュカード、オフィスキャッシュカード、ローンカード等）	「指静脈認証」をICチップ内に暗号化して記録。従来の磁気ストライプによるお取引に比べ、安全性が高く、安心してご利用いただけます。
しんきんATMゼロネットサービス	しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで入出金手数料が無料です。 〈ゼロネットサービスタイム〉平日 8:45～18:00の入出金、土曜 9:00～14:00の出金 ※上記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。 ※本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。
デビットカードサービス	〈ながしん〉のキャッシュカードで、コンビニエンスストア「ローソン」やJ-Debit（ジェイデビット）マークのある全国の加盟店でのお買い物やご飲食代金のお支払いができます。
自動支払（自動引落）	電気・電話・ガス・水道・NHK受信料などの公共料金をはじめ、保険料、新聞代、国税、地方税、授業料、クレジットカード利用代金などをご指定の預金口座から自動的にお支払いいただけます。
ネット口座振替受付サービス	キャッシュカード発行口座であれば、パソコンや携帯電話から取扱収納企業のwebサイトでサービスや契約を申し込まれた際に、書類や印鑑なしで口座振替の手続きを行っていただけます。
Pay-easy（ペイジー）収納サービス	官庁や企業などの税金・各種料金をインターネットバンキングを利用してお支払いいただけます。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス	取扱収納企業の窓口などで〈ながしん〉のキャッシュカードを提示し、暗証番号を入力するだけで、口座振替の手続きが印鑑なしで行っていただけます。

種 類	内 容
自動振込	ご指定の日にご指定の金額を預金口座から引き落とし、あらかじめご指定いただいた口座に自動的にお振込みいたします。
自動受取	給料・ボーナス、配当金、保険金、各種年金などを、ご指定の預金口座で自動的にお受取りいただけます。
振込・取立	しんきんの全国ネットで、どこでも安全・確実にお振込みいたします。また支払場所が全国どこでも、お客さまに代わって小切手、手形のお取立てをいたします。
クレジットカード	近畿しんきんカード(VISA・JCB)をはじめ、クレディセゾン(AMEX)など、各種クレジットカードの入会をお申込みいただけます。
インターネット&モバイルバンキング (個人のお客さま)	ご家庭などでインターネットに接続できるパソコンやスマートフォン・携帯電話で、残高照会・入出金明細照会・振込・振替などがご利用いただけます。
バンキングアプリサービス NEW	〈ながしん〉のキャッシュカードをお持ちの個人のお客さまや、個人インターネットバンキングをご利用のお客さまが、スマートフォンにアプリをダウンロードすることで、残高照会、入出金明細照会、振込(インターネットバンキング利用の方限定)をご利用いただける便利なアプリです。
テレホンバンキング(個人のお客さま)	キャッシュカード発行口座であれば、電話で残高照会、入出金明細照会がご利用いただけます。また、事前にお申込みいただくと、振込・振替などがご利用いただけます。
インターネットでローン仮審査お申込み (個人のお客さま)	ご家庭などでインターネットに接続できるパソコンやスマートフォンで、住宅ローンや目的別ローン等の仮申込みができます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客さまの預金口座から携帯電話やスマートフォンの「おサイフケータイ」にEdyチャージ(入金)ができます。
電子債権記録サービス (法人・個人事業主のお客さま)	事務所などでインターネットに接続できるパソコンで「株式会社全銀電子債権ネットワーク(通称:でんさいネット)」が取扱う電子記録債権の発生記録請求・譲渡記録請求・照会などがご利用いただけます。
法人インターネットバンキング (法人・個人事業主のお客さま)	事務所などでインターネットに接続できるパソコンで残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与振込・口座振替などがご利用いただけます。
ファームバンキング(FB) サービス (法人・個人事業主のお客さま)	専用ソフトを使ったパソコンやお手持ちのFB専用端末機の操作により、残高照会・入出金明細照会・振込・振替・総合振込・給与振込・口座振替などがご利用いただけます。 ※現在、専用ソフトおよび端末の斡旋はいたしておりません。
ANSERサービス	電話やFAXで、振込・取立・自動引落や入出金の通知を受けたり残高照会などがご利用いただけます。
しんきん自動集金サービス (Eメール方式)	インターネットに接続できるパソコンで請求データを作成しEメール感覚で送信することにより、お取引先指定の口座(全国の信用金庫、銀行等の指定が可能)から会費や家賃などの代金を自動引落とし、お客さまの当金庫取引口座にご入金いただけます。
国債の窓口販売	新型窓口販売方式国債や個人向け国債のお取扱いをしております。
投資信託の窓口販売	投資信託のお取扱いをしております。
生命保険の窓口販売	個人年金保険、終身保険、医療保険、がん保険、学資保険、介護保険のお取扱いをしております。
損害保険の窓口販売	住宅長期火災保険「しんきんグッドすまいる」、債務返済支援保険「しんきんグッドサポート」、団体傷害保険制度(標準傷害保険)「シニアサポーター」、業務災害補償保険「ビジネスプラン」のお取扱いをしております。
信託契約代理業務	信金中央金庫の信託契約代理店として、しんきん相続信託「こころのバトン」としんきん暦年信託「こころのリボン」の取扱いを行っております。(本部 業務本部が窓口となります)
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	確定拠出年金とは、国や企業が将来の年金額を保障する従来の年金制度とは異なり、加入者ご自身が運用商品を選択し、その運用成果により給付額が変わる年金制度です。当金庫は運営管理機関である東京海上日動火災保険株式会社の個人型確定拠出年金の受付業務を受託しております。
貸金庫	預金証書、有価証券、貴金属など大切な財産を安全・確実にお守りいたします。 (本店、木之本支店、浅井支店、近江支店の各店舗にごございます。)
夜間金庫	売上代金などを営業時間後でも安全にお預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座に入金いたします。 (本店、木之本支店、宮司支店、びわ支店、やわた中山支店、近江支店の各店舗にごございます。)
年金相談会	当金庫の店舗において社会保険労務士による年金相談会を毎月開催しています。
休日ローン相談会	当金庫の店舗において休日の年金相談会の開催日に併せて休日ローン相談会を開催しています。
無料法律相談会	当金庫の店舗において弁護士による無料法律相談会を開催しています。
無料税務相談会	当金庫の店舗において税理士による無料税務相談会を開催しています。
滋賀県よろず支援拠点 定例出張相談会	当金庫の本店において専門コーディネーターによるよろず相談会を開催しています。
公金収納	国税、地方税、国民年金保険料など公金の納付ができます。
外国為替	海外への送金、取立などのお取次ぎをいたします。(※お取次の対象は、従来より当金庫にて、定期的に海外への送金を利用されているお客さまなどとさせていただきます)
株式・出資金の払込み	会社の設立、増資の場合の株式・出資払込金のお取扱いをいたします。
点字印字サービス	目の不自由なお客さま向けに、普通預金の取引内容を点字で印字するサービスのお取扱いをいたします。

各種手数料のご案内(令和5年7月1日現在)

為替関係手数料

区 分			金 額	
窓口でのお振込み ※1	当金庫同一店内、本支店宛		5万円未満 5万円以上	110円 220円
	他金融機関宛	電信扱い、文書扱い	5万円未満 5万円以上	605円 770円
		県外の税金・公共料金納付振込	5万円未満 5万円以上	440円 550円
		当金庫同一店内、本支店宛		無 料
ATM振込 ※2	現金	他金融機関宛	5万円未満 5万円以上	385円 605円
	キャッシュカード	当金庫同一店内、本支店宛	無 料	
		他金融機関宛	5万円未満 5万円以上	220円 330円
			インターネット等によるお振込み ※3	当金庫同一店内、本支店宛
他金融機関宛	5万円未満 5万円以上	165円 220円		
	総合振込	当金庫同一店内、本支店宛	5万円未満 5万円以上	110円 220円
他金融機関宛		依頼書によるご依頼	5万円未満 5万円以上	605円 770円
		FDによるご依頼	5万円未満 5万円以上	605円 770円
			給与振込	振込指定日の3営業日以前にお持込みの場合
給与の「フリコミ」扱いによるお振込み (振込指定日の2営業日以前以降にお持込みの場合)		当金庫同一店内、本支店宛 他金融機関宛		無 料 220円
自動振込 (基本手数料 55円 + 振込手数料 0円、165円、275円)	当金庫同一店内、本支店宛		55円	
	他金融機関宛	5万円未満 5万円以上	220円 330円	
代金取立 (1枚当たり)		出納代金取立手形 (小切手)	当金庫同一店内、本支店宛 他金融機関宛	無 料 220円
	一般代金取立手形 (手 形)	当金庫同一店内、本支店宛 他金融機関宛	無 料 220円	
		クーポン取立	当金庫同一店内、本支店宛 他金融機関宛	無 料 220円
	ご送金		他金融機関宛	普通扱い 至急扱い
その他		振込・送金・取立手形相戻料(本支店振込、再振込、本支店相戻、割引期日前回収を含む)		660円
	取立手形店頭呈示料		660円	
	不渡手形返却料(当金庫不渡分を含む)		660円	

※1 視覚障がいのあるお客さまの窓口でのお振込みについては、ATM振込手数料と同額となります。(「身体障害者手帳」をご提示ください。)

※2 現金によるお振込みについては、日・時間帯により、別途ATM利用手数料が必要となります。

※3 法人インターネットバンキング、FB、HB、モバイルバンキング、テレホンバンキング、インターネット&モバイルバンキングによるお振込みの場合

融資関係手数料

区 分			金 額
不動産担保調査 (設定金額により)	1件につき	3千万円未満	33,000円
		3千万円以上	55,000円
		追加設定時	33,000円
		一部解除(住宅ローン、分宅資金を除く)	5,500円
でんさい割引手数料			330円
(固定金利選択型住宅ローンを除く)	事務取扱手数料	住宅ローン	55,000円
		住宅ローン2本目(同時申込)	11,000円
	全額繰上返済	3年以内	11,000円
		3年超10年以内	5,500円
		10年超	無 料
	一部繰上返済※	約定期外入	11,000円
	条件変更	借入期間(延長・短縮)、返済方法(返済形態・返済月・日) 返済金額(割賦・ボーナス返済額)、金利引下げ 等の 変更	11,000円
		※条件変更を伴う一部繰上返済手数料は、11,000円となります。	
	事務取扱手数料	住宅ローン	55,000円
		住宅ローン2本目(同時申込)	11,000円
固定金利選択型住宅ローン	全額繰上返済 一部繰上返済※	繰上返済額	5百万円未満 22,000円 5百万円以上10百万円未満 33,000円 10百万円以上 44,000円
		借入利率固定型の 特約手数料	金利特約期間終了後、再度固定金利選択型を選択 11,000円 変動金利型から固定金利選択型を選択 11,000円
	条件変更	借入期間(延長・短縮)、返済方法(返済形態・返済月・日) 返済金額(割賦・ボーナス返済額)、金利引下げ 等の 変更	11,000円
		※条件変更を伴う一部繰上返済手数料は、繰上返済額に応じた金額のみとなります。	
無担保 住宅ローン	事務取扱手数料	ご融資額	22,000円
	全額繰上返済、一部繰上返済、条件変更	5百万円以内	33,000円
		無 料	
※保証付消費者ローン(住宅ローンを除く)に係る融資関係手数料は全て無料となります。 (ただし、平成22年6月18日以降新規お借入れのみ対象となります。)			
証 明 書	融資証明書発行手数料(住宅ローンを除く)		5,500円
	融資証明書発行手数料(住宅ローン)		220円
	融資資金返済予定明細表再発行手数料		1,100円
	貸付金等受入利息証明書発行手数料		1,100円
	保証書(債務保証)発行手数料		1,100円
	認定支援機関による確認書発行手数料		1,100円
住宅取得資金に係る借入金(年末残高等証明書再発行手数料)			440円

紙幣・硬貨の両替手数料

		金 額	
お持帰り枚数 または ご持参枚数 ※10		紙幣・硬貨の両替手数料※11	
1枚	～ 50枚		無 料
51枚	～ 500枚		550円
501枚	～		500枚まで毎に 550円を加算

硬貨入出金手数料

お持帰り枚数 または ご持参枚数※ 10	金 額	
	硬貨入金手数料	硬貨出金手数料
	1枚 ～ 50枚	無 料 ※12
	51枚 ～ 500枚	550円
	501枚 ～ 1,000枚	550円
1,001枚 ～	1,100円	
	500枚まで毎に550円を加算	

※10 「お持帰り枚数」または「ご持参枚数」のうち、いずれか多い方を基準といたします。

※11 ただし、以下の両替につきましては、無料とさせていただきます。
・汚損紙幣・硬貨、記念硬貨の両替 ・旧紙幣から新紙幣への両替(営業用、新券への両替は除きます)
・薬としない両替(自治会、子供会、お賽銭等)

※12 実質的に両替にあたる入出金(口座へ現金入金後の現金払出し、金種指定による現金払出し等)につきましては、両替手数料をいただきます。

E B 関係手数料

区 分			金 額
事業用(法人・個人事業主)	アンサー(振込・振替)通知・照会 基本料	当金庫販売	月額 1,100円
		他金融機関販売	無 料
		当金庫販売	法人 個人
		他金融機関販売	法人 個人
個人向け	バンキングアプリ、モバイルバンキング、テレホンバンキング、インターネットバンキング 基本料	オンラインサービス	無 料
		データ伝送サービス	無 料
		債権者利用等	無 料
		債務者利用	無 料
デビット手数料(加盟店負担)	基本料	基本料	月額 1,100円
		利用料	売上金額の1.5% {1件当たり上限250円} 下限 50円

ATM利用手数料(当金庫のATMご利用の場合)

ご利用 カード等		お取引種類	ご利用時間帯 ※4			金 額
			平 日	土 曜	日・祝日	
当 金 庫	カード	お引出し・お預入れ 残高照会・お振込み※5 お振替え・振替番号変更	7:00 ～ 23:00	8:00 ～ 22:00	8:00 ～ 22:00	無 料
	通 帳	お預入れ・通帳記帳	7:00 ～ 23:00	8:00 ～ 22:00	8:00 ～ 22:00	無 料
他信用金庫 カード ※6	お引出し お預入れ お振込み ※5	7:00 ～ 8:45	8:00 ～ 9:00	8:00 ～ 22:00	110 円	
		8:45 ～ 18:00	9:00 ～ 14:00		無 料	
		18:00 ～ 23:00	14:00 ～ 22:00		110 円	
滋賀どこでも ATMネット ※6	お引出し お預入れ(入金ネット) お振込み ※5	8:00 ～ 8:45	8:00 ～ 21:00	8:00 ～ 21:00	110 円	
		8:45 ～ 18:00			無 料	
		18:00 ～ 21:00			110 円	
他金融機関 カード※6 MICS イオン銀行	お引出し お預入れ(入金ネット) お振込み ※5	8:00 ～ 8:45	8:00 ～ 21:00	8:00 ～ 21:00	※8 220 円	
		8:45 ～ 18:00			110 円	
		18:00 ～ 21:00			※8 220 円	
ゆうちょ 銀 行 カード※6	お引出し お預入れ	8:00 ～ 8:45	8:00 ～ 9:00	8:00 ～ 21:00	※8 220 円	
		8:45 ～ 18:00	9:00 ～ 14:00		110 円	
		18:00 ～ 21:00	14:00 ～ 21:00		※8 220 円	
クレジット カード※6 (提携先)	キャッシング ご返済	8:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	カード会社 所定 ※7	
現 金 (10万円以内) ※9	お振込み ※5	7:00 ～ 8:00		8:00 ～ 22:00	110 円	
		8:00 ～ 20:00	8:00 ～ 14:00		無 料	
		20:00 ～ 23:00	14:00 ～ 22:00		110 円	

※4 ご利用可能時間帯は、ATMにより異なります。

※5 他行への振込には、上記ATM利用手数料のほか別途振込手数料が必要となります。

※6 他信用金庫・提携先カードでの残高照会、は、無料をご利用いただけます。

※7 ATM利用手数料は、カード会社により異なります。

※8 カードローンおよび総合口座貸越によるお借入れ、ご返済、お借入金またはご返済金額が1万円以下の場合はATM利用手数料は110円となります。(お取引金融機関によっては、お借入れご返済ができない場合があります。)

※9 翌来店ATMのみご利用いただけます。(10万円を超える現金でのお振込みをされる場合は窓口へお申し付けください。)

口座振替手数料

区 分		お取引件数・金額(1件当たり)
口座振替	振替扱い	1 ～ 99 件: 110円 / 100 件以上: 88 円
	FD・データ伝送	1 ～ 99 件: 88 円 / 100 件以上: 66 円
	基本手数料	(1回当たり) 1,100円
	しんきん自動集金サービス	口座振替手数料 (1件当たり) 110円

その他の手数料

区 分				金 額		
預金関係	手形・小切手 発行手数料	自己宛小切手	1枚	550円		
		小切手帳	1冊(50枚綴り)	1,100円		
		手形帳(約束手形、為替手形)	1冊(25枚綴り)	1,100円		
		マル専手形	1枚	1,100円		
	手形・小切手 署名判登録料			登録時	5,500円	
	マル専当座口座開設料			開設時	3,300円	
共 通	入金帳発行手数料		当 座	220円		
			普 通	660円		
	Edyチャージ手数料 ※13	1回当たり チャージ金額	15,000円未満 15,000円以上	1回当たり	55円 無 料	
	通帳・カード再発行手数料			1冊・枚	1,100円	
	各種証明書発行手数料			1通	220円	
	取引履歴明細書作成手数料			1枚	220円 (最高2,200円)	
共 通	個人情報 開示調査手数料	共通項目	1通		550円	
		預金明細・定期預金明細・融資明細	1口座1通		550円	
		取引履歴	調査期間 5か月以内		1,100円	
			調査期間 5か月超		2,200円	
		上記以外の項目	1項目当たり		1,100円	
		(調査項目により金額が異なります。詳しくは窓口までお問い合わせください。)				
貸金庫	・ 当座照合表 (直近2か月以内)		→ 無 料			
	・ // (個 人 : 直近 2か月以前)		→ 個人情報開示調査手数料			
	・ // (法 人 等 : 直近 2か月以前)		→ 各種証明書発行手数料			
	・ 残高証明書 (個 人 : 第三者に対して証明するためのもの、 相続預金等の残高の証明)		→ 各種証明書発行手数料※14			
	・ // (個 人 : 上記以外)		→ 個人情報開示調査手数料			
	・ // (法 人 等 : 上記以外)		→ 各種証明書発行手数料			
	貸金庫	木之本支店	本 店	浅井支店	第1種 (年 額)	5,500円
					第2種 (年 額)	6,600円
					第3種 (年 額)	7,700円
					第4種 (年 額)	11,000円
	全自動貸金庫	近江支店		第1種 (年 額)	8,800円	
				第2種 (年 額)	11,000円	
その他	夜間金庫 〔 取扱店舗 : 本店、木之本、宮司、 びわ、やわた中山、近江 〕	利用手数料	年 額	会 員	39,600円	
				会 員 外	66,000円	
		入金帳発行	1冊 (50枚綴り)	会 員	3,300円	
				会 員 外	5,500円	
国債等口座管理手数料		無 料				
株式(出資)払込手数料		払込金額×0.22%				
振込依頼書(三連式)作成手数料(10枚毎)		33円				

※13 パケット通信料はお客さま負担となります。

※14 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については無料となります。

財務諸表 (令和5年3月31日現在)

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
【資産の部】		
現金	2,651	2,537
預け金	56,511	54,104
買入金銭債権	141	107
有価証券	225,499	224,323
国債	32,537	35,183
地方債	2,901	879
社債	35,466	31,935
株式	101	73
その他の証券	154,491	156,251
貸出金	137,766	140,732
割引手形	536	594
手形貸付	7,857	7,360
証書貸付	125,424	127,602
当座貸越	3,947	5,174
その他資産	2,023	2,156
未決済為替貸	27	36
信金中金出資金	1,220	1,220
前払費用	—	1
未収収益	682	802
その他の資産	93	95
有形固定資産	1,733	1,819
建物	846	822
土地	665	728
リース資産	63	80
その他の有形固定資産	157	187
無形固定資産	59	62
ソフトウェア	18	26
その他の無形固定資産	41	36
前払年金費用	126	169
繰延税金資産	2,234	5,395
債務保証見返	514	530
貸倒引当金	△ 3,854	△ 3,826
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,090)	(△ 3,178)
資産の部合計	425,409	428,112

(単位:百万円)

科 目	令和4年3月末	令和5年3月末
【負債の部】		
預金積金	369,990	382,442
当座預金	3,421	3,647
普通預金	111,700	116,177
貯蓄預金	550	583
通知預金	—	31
定期預金	245,117	253,232
定期積金	7,784	7,693
その他の預金	1,414	1,077
借入金	20,475	5,451
当座借越	—	11,000
その他負債	1,595	1,750
未決済為替借	33	41
未払費用	517	493
給付補填備金	3	3
未払法人税等	639	739
前受収益	58	59
払戻未済金	2	1
払戻未済持分	5	2
職員預り金	181	184
リース債務	64	86
その他の負債	89	138
賞与引当金	68	61
退職給付引当金	391	366
役員退職慰労引当金	151	97
偶発損失引当金	6	9
債務保証	514	530
負債の部合計	393,194	401,707
【純資産の部】		
出資金	786	786
普通出資金	786	786
利益剰余金	33,835	35,839
利益準備金	786	786
その他利益剰余金	33,049	35,053
特別積立金	27,450	28,250
(うち奉仕基金積立金)	(550)	(550)
当期末処分剰余金	5,599	6,803
会員勘定合計	34,621	36,625
その他有価証券評価差額金	△ 2,406	△ 10,220
評価・換算差額等合計	△ 2,406	△ 10,220
純資産の部合計	32,214	26,404
負債および純資産の部合計	425,409	428,112

(注)記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。以下の表における金額についても同様です。

【貸借対照表の注記】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行い、評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。なお、組入デリバティブを区分して測定できない複合金融商品については、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

また、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建 物	6 年	～	39 年
そ の 他	2 年	～	40 年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」(および「無形固定資産」)中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないものの、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的視点も踏まえた過去の一定の期間の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

破綻懸念先および、貸出条件に問題のある債務者、履行条件に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。)のうち、当該債務者の債券の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。)で、未保全額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の要管理先に係る債権については3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的視点も踏まえた過去の一定の期間の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。また、要注意先および業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「正常先」という。)に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の長期的な視点も踏まえた過去の一定の期間の平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての貸出金債権は、「自己査定基準」に基づき融資本部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室が

査定結果を監査しております。

8. 会員権等について、時価や実質価額の著しい下落が生じた場合は、発生の見込まれる損失に備えて預託保証金の回収不能見込額を引き当てております。

なお、本引当金は、左記7.の貸倒引当金に加えて個別貸倒引当金として計上しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法は、次のとおりであります。

過去勤務費用 …… 発生した期の職員の平均残存期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生した期から損益処理しております。

数理計算上の差異 … 各発生年度における職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌期から損益処理しております。

11. 役員退職慰労引当金は、当金庫の定める「役員退職慰労金規程」に基づき、役員に対する支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,826百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分における貸出先の将来の業績見通し」は各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

15. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権債務はありません。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は、3,544百万円であります。

17. 有形固定資産の圧縮記帳額は、32百万円であります。

18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	843百万円
危険債権額	5,402百万円
要管理債権額	2,498百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	2,498百万円
小計額	8,744百万円
正常債権額	132,700百万円
合計額	141,445百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

要管理債権とは、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、594百万円であります。

20. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	14,583百万円
預け金	34,100百万円
現金	0百万円
担保資産に対応する債務	
預金	658百万円
借入金	16,451百万円

 なお、担保に供している資産のうち期末時点に対応する債務の残高がないものは、有価証券 14,454百万円、預け金 15,200百万円、現金0百万円であります。

21. 出資1口当りの純資産額は、1,679円70銭であります。

22. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理をしております。
 - (2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金、預け金および有価証券です。

このうち、貸出金については、契約不履行によってもたらされる信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、預け金については、預け先の信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。さらに、有価証券は債券、投資信託および株式等があり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体等の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、外貨建有価証券については、為替の変動リスクにも晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客さまからの預金積金であり、金利の変動リスクおよび流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当金庫は、業務遂行に伴い発生する様々なリスクを認識し、リスクを統合的に管理する体制を構築することにより、

経営の健全性の維持と安定収益の確保に努めております。

①信用リスクの管理

当金庫は、与信管理諸規程および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、自己査定や信用格付の実施、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資本部にて行い、また、案件によっては経営陣による融資審査会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、信用リスクの計量化および与信管理の状況については、経営企画部がチェックしております。

有価証券の発行体等の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

ア. 金利リスクの管理

当金庫は、市場リスク管理規程に則り金利の変動リスクを計量化し、管理しております。

当該規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を定め、リスク管理委員会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画部において、金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

イ. 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに為替リスクを計量化し管理しております。

ウ. 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品については、リスク管理委員会の方針に基づき、市場リスク管理規程に従い管理を行っております。このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定、価格変動リスクの計量化および継続的なモニタリングによりリスクの軽減を図っております。

エ. 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、市場リスク量をVaRにより月次で計測し(※)、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう努めております。

その算定にあたっては分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1,200営業日)を採用し、令和5年3月31日現在で市場リスク量(非線形リスク考慮後)は20,794百万円であります。

また、「有価証券」については、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストングを実施しております。当事業年度において実施したバックテストングの結果、実際の損失がVaRを超えた回数はバーゼル銀行監督委員会の定める範囲内に収まっていることから、使用している計測モデルは一定の精度のもとで市場リスクを捕捉しているものと考えております。

ただし、VaRは、過去の変動相場をベースに統計的に算出した一定の発生確率に基づき市場リスク量を計測しており、通常では想定できないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合もあります。そのため、当金庫ではストレステストを数本のシナリオで実施し、経営体力との充分性を確認しております。

(※)「有価証券」のうち外貨建MMFおよび使用している計測モデルにおいてVaRの計算対象外となっている一部の外貨建債券については、外国為替相場が20%下落したときの時価変動額をリスク量としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスク管理規程に従い、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整により流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる条件等によった場合、算定価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金および借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

23. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	54,104	54,731	626
有価証券	224,284	224,054	△229
満期保有目的の債券	11,504	11,274	△229
その他有価証券	212,779	212,779	—
貸出金	140,732		
貸倒引当金	△3,801		
差 引	136,931	139,183	2,252
金融資産計	415,319	417,969	2,649
預金積金	382,442	382,874	431
借入金	16,451	16,454	3
金融負債計	398,893	399,328	434

- (注) 1. 貸出金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。
3. その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

〈金融商品の時価等の評価技法(算定方法)〉

①金融資産

ア. 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利により将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

イ. 有価証券

債券は、日本証券業協会公表の「公社債店頭売買参考統計値」または取引証券会社から提示された価格、株式は、取引所の価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、24.から27.に記載しております。

ウ. 貸出金

貸出金は、以下の(ア)～(ウ)の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

(ア) 延滞している債権等の将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額。

(イ) (ア)以外のうち、短期間で決済される割引手形、手形貸付、当座貸越については、貸出金勘定に計上している額。

(ウ) (ア)以外のうち、証書貸付(変動金利、固定金利)については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP)等で割り引いた価額。

②金融負債

ア. 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる適用金利により将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

イ. 借入金

借入金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TONA、SWAP)等で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、短期間で決済される日本銀行が行う「新型

コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」による借入れについては、借入金勘定に計上している額を時価としております。

③市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	39
信金中金出資金	1,220
合 計	1,259

- (注) 1. 非上場株式および信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
2. 当事業年度において、非上場株式について18百万円減損処理を行っております。

④金銭債権、満期のある有価証券および預金積金の期間ごとの償還予定額は、次のとおりであります。

		(単位:百万円)			
区 分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
金融資産	預け金	24,900	11,375	1,000	6,800
	貸出金	49,210	37,199	25,312	22,671
	有価証券	2,878	59,654	36,730	116,351
	満期保有目的の債券	—	2,500	3,000	6,000
	その他有価証券	2,878	57,154	33,730	110,351
	金融資産計	76,988	108,228	63,042	145,822
金融負債	預金積金	152,925	106,897	6	502
	借入金	12,614	2,612	1,223	—
	金融負債計	165,539	109,510	1,230	502

(注)「償還予定が見込めない」または「期間の定めのない」次のものは含めておりません。

- 預け金のうち満期のない預け金 10,029百万円
- 貸出金のうち当座貸越、延滞している債権および破綻先債権等 6,338
- 有価証券のうち株式、投資信託、外貨MMF 20,776
- 預金積金のうち要求払預金、満期経過定期預金等 122,110

24. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。

①満期保有目的の債券

(単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債 券	2,000	2,178	178
	社 債	2,000	2,178	178
	その他	3,504	3,586	81
	小 計	5,504	5,764	259
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債 券	—	—	—
	その他	6,000	5,510	△489
	小 計	6,000	5,510	△489
合 計		11,504	11,274	△229

②その他有価証券

(単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	33	29	4
	債 券	17,613	16,459	1,153
	国 債	11,736	10,717	1,018
	地方債	173	172	1
	社 債	5,703	5,570	133
	その他	29,498	27,136	2,361
	小 計	47,146	43,626	3,519
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	48,384	52,122	△3,737
	国 債	23,447	25,275	△1,827
	地方債	706	720	△14
	社 債	24,231	26,127	△1,895
	その他	117,248	131,361	△14,112
小 計		165,633	183,484	△17,850
合 計		212,779	227,110	△14,330

(注) その他有価証券には、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、一部の銘柄については評価差額を損益に計上しております。

25. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	15	0	—
債 券	9,020	93	—
国 債	5,057	65	—
地方債	804	4	—
社 債	3,159	23	—
その他	71,530	840	423
合 計	80,566	934	423

27. 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当金庫の定める「有価証券時価会計基準」に則り、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が取得価額から50%以上下落している場合は一律減損処理し、取得価額から30%以上50%未満下落している場合は、過去一定期間の時価の状況および発行体の信用状況等から回復の可能性を判断し、減損処理することとしております。

当事業年度における減損処理額は、688百万円(すべて債券等)であります。

28. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、11,964百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている当金庫内手続きに基づき定期的に顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 退職給付に関する事項は、次のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当金庫は、確定給付型の制度として「退職一時金規程」および「長浜信用金庫企業年金規約」に基づく内部積立の退職一時金制度および規約型確定給付企業年金制度を設けております。

このほか、当金庫は退職金制度外で全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当該基金は複数事業主(信用金庫等)により設立された総合設立型厚生年金基金で、当金庫の拠出する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。(詳細 ⑤)

②退職給付債務に関する事項(令和5年3月31日現在)

ア.退職給付債務	597百万円
イ.年金資産(時価)	699
ウ.差引(アーイ)	△102
エ.未認識過去勤務債務	△87
オ.未認識数理計算上の差異	△211
カ.前払年金費用	169
キ.退職給付引当金(ウーエーオ+カ)	366百万円

③退職給付費用に関する事項

(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日)

ア.勤務費用	41百万円
イ.利息費用	3
ウ.期待運用収益	△11
エ.過去勤務費用	△2
オ.数理計算上の差異の費用処理額	△37
カ.厚生年金基金拠出額	78
キ.退職給付費用合計(ア+イ+ウ+エ+オ+カ)	73百万円

④退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
割引率	0.91%
期待運用収益率	1.50%

- ⑤当金庫の加入する厚生年金基金制度は総合設立型であり、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

ア.制度全体の積立状況に関する事項

(令和4年3月31日現在)

年金資産の額	1,740,569百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,807,426
差引	△66,857百万円

イ.制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

(令和4年3月31日現在)

0.1736%

ウ.補足説明

上記アの差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円、および別途積立金95,760百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円(予定償却完了日:令和17年4月1日)を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記イの割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

30. 税効果に関する事項は、次のとおりであります。

繰延税金資産および繰延税金負債の主な原因別内訳

ア.繰延税金資産

貸倒引当金	939百万円
固定資産減価償却費	20
未払事業税	59
賞与引当金	16
退職給付引当金	101
役員退職慰労引当金	26
金融派生商品費用	70
その他有価証券評価差額	3,896
その他	329
繰延税金資産小計	5,461百万円
評価性引当額	△19
繰延税金資産合計	5,441百万円

イ.繰延税金負債

前払年金費用	46
繰延税金負債合計	46百万円

ウ.繰延税金資産の純額(アーイ)

5,395百万円

31. 会計方針の変更

〈時価の算定に関する会計基準〉

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過期的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経常収益	6,120,078	6,795,964
資金運用収益	5,161,095	5,581,487
貸出金利息	1,841,904	1,885,543
預け金利息	134,396	116,119
有価証券利息配当金	3,153,696	3,548,930
その他の受入利息	31,097	30,893
役務取引等収益	243,116	216,331
受入為替手数料	86,898	65,319
その他の役務収益	156,218	151,011
その他業務収益	652,250	939,364
国債等債券売却益	487,948	891,020
金融派生商品収益	130,424	—
その他の業務収益	33,876	48,343
その他経常収益	63,616	58,781
貸倒引当金戻入益	—	15,496
株式等売却益	57,312	43,196
その他の経常収益	6,303	88
経常費用	3,218,806	3,975,273
資金調達費用	379,414	384,942
預金利息	337,207	357,309
給付補填備金繰入額	2,212	2,167
借入金利息	37,762	22,368
その他の支払利息	2,233	3,097
役務取引等費用	149,206	149,192
支払為替手数料	16,640	10,788
その他の役務費用	132,566	138,404
その他業務費用	109,014	1,219,155
国債等債券売却損	108,390	423,250
国債等債券償却	—	688,590
金融派生商品費用	—	104,013
その他の業務費用	624	3,302
経費	2,191,517	2,194,050
人件費	1,330,796	1,343,027
物件費	787,735	778,017
税金	72,986	73,005
その他経常費用	389,652	27,932
貸倒引当金繰入額	388,201	—
株式等売却損	47	—
株式等償却	—	18,748
その他の経常費用	1,403	9,183
経常利益	2,901,272	2,820,690
特別利益	—	—
特別損失	116	651
固定資産処分損	116	651
税引前当期純利益	2,901,155	2,820,038
法人税、住民税および事業税	872,985	965,663
法人税等調整額	△ 70,903	△ 181,229
法人税等合計	802,082	784,433
当期純利益	2,099,073	2,035,605
繰越金(当期首残高)	3,500,084	4,767,789
当期末処分剰余金	5,599,157	6,803,394

【損益計算書の注記】—令和4年度—

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当り当期純利益金額は、129円49銭であります。

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当期末処分剰余金	5,599,157	6,803,394
繰越金(当期首残高)	3,500,084	4,767,789
当期純利益	2,099,073	2,035,605
剰余金処分額	831,368	1,031,398
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	31,368	31,398
(出資配当率)	(年4%)	(年4%)
特別積立金	800,000	1,000,000
繰越金(当期末残高)	4,767,789	5,771,996

会計監査

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分案は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更して作成しております。

監事監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

私たち監事は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第100期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、監査室、その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」(信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(令和3年11月16日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

- 会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月15日

長 浜 信 用 金 庫

常勤監事 森 秀 行 ㊞

監 事 竹 内 寛 ㊞

監 事 本 庄 秀 樹 ㊞

(注) 監事 竹内 寛、監事 本庄 秀樹は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

代表者の確認

【謄 本】

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査の適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月19日

長浜信用金庫
理事長

田邊 功

経営に関する指標

1. 最近5年間の主要な経営指標の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益 (百万円)	5,247	5,490	5,700	6,120	6,795
経常利益 (百万円)	2,102	1,906	2,602	2,901	2,820
当期純利益 (百万円)	1,510	1,374	1,888	2,099	2,035
出資総額 (百万円)	784	784	786	786	786
出資総口数 (千 口)	15,680	15,680	15,720	15,720	15,720
純資産額 (百万円)	31,090	27,699	34,894	32,214	26,404
総資産額 (百万円)	357,331	370,798	402,995	424,894	427,582
預金積金残高 (百万円)	309,429	325,648	340,824	369,990	382,442
貸出金残高 (百万円)	124,139	127,223	134,963	137,766	140,732
有価証券残高 (百万円)	185,694	190,398	200,209	225,499	224,323
単体自己資本比率 (%)	19.68	17.56	17.44	17.10	18.63
出資に対する配当金 (出資1口当たり 単位:円)	2	2	2	2	2
役員数 (人)	12	12	11	12	12
うち常勤役員数 (人)	10	10	8	9	10
職員数 (人)	205	202	197	200	200
会員数 (人)	12,264	12,178	11,980	11,829	11,753

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。
2. 単体自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度以前においては旧告示に基づく開示、平成25年度以降においては新告示に基づく開示を行っております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 利益率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.68	0.64
総資産当期純利益率	0.49	0.46

(注) 総資産経常(当期純)利益率
= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

3. 利鞘

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	1.23	1.30
資金調達原価率	0.66	0.63
総資金利鞘	0.57	0.67

4. 業務粗利益

(単位:百万円、%)

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	4,781	5,196
資金運用収益	5,161	5,581
資金調達費用	379	384
役務取引等収支	93	67
役務取引等収益	243	216
役務取引等費用	149	149
その他の業務収支	543	△ 279
その他業務収益	652	939
その他業務費用	109	1,219
業務粗利益	5,418	4,983
業務粗利益率	1.29	1.16

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和3年度-百万円、令和4年度-百万円)を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

5. 業務純益

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
業務純益	3,361	2,837
実質業務純益	3,247	2,837
コア業務純益	2,868	3,058
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	2,863	3,219

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員費等のような臨時的な経費を含まないこととしています。
また貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

6. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

	平均残高(百万円)		利息(百万円)		利回り(%)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資金運用勘定	417,621	428,420	5,161	5,581	1.23	1.30
うち貸出金	136,391	139,233	1,841	1,885	1.35	1.35
うち預け金	74,221	53,843	134	116	0.18	0.21
うち有価証券	205,631	234,000	3,153	3,548	1.53	1.51
資金調達勘定	385,869	396,758	379	384	0.09	0.09
うち預金積金	362,338	377,367	339	359	0.09	0.09
うち借入金	23,279	19,109	37	22	0.16	0.11

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(令和3年度164百万円、令和4年度3,097百万円)および金銭の信託の平均残高(令和3年度-百万円、令和4年度-百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和3年度-百万円、令和4年度-百万円)および利息(令和3年度-百万円、令和4年度-百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

7. 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	234	△ 213	21	427	△ 6	420
うち貸出金	56	△ 73	△ 17	38	5	43
うち預け金	25	△ 15	9	△ 41	22	△ 18
うち有価証券	153	△ 124	29	430	△ 35	395
支払利息	11	△ 36	△ 25	5	0	5
うち預金積金	24	△ 30	△ 6	14	5	20
うち借入金	△ 14	△ 5	△ 19	△ 8	△ 6	△ 15

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

預金に関する指標

1. 預金積金および譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
流動性預金	114,734	120,371
うち有利息預金	102,293	109,490
定期性預金	247,026	256,382
うち固定金利定期預金	239,476	248,775
うち変動金利定期預金	14	14
その他	576	613
小 計	362,338	377,367
譲渡性預金	—	—
合 計	362,338	377,367

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 固定金利定期預金とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期預金です。

4. 変動金利定期預金とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金です。

2. 定期預金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
定期預金	245,117	253,232
固定金利定期預金	245,103	253,217
変動金利定期預金	14	14

貸出金等に関する指標

1. 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
手形貸付	6,897	7,055
証書貸付	125,382	127,696
当座貸越	3,559	3,890
割引手形	552	591
合 計	136,391	139,233

2. 貸出金残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
貸出金	137,766	140,732
変動金利	54,327	54,703
固定金利	83,438	86,028

(注) 固定金利選択型住宅ローン等は、変動金利に含めております。

3. 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
当金庫預金積金	1,546	1,438
有価証券	—	3
動産	109	—
不動産	23,671	14,820
その他	10	—
小 計	25,338	16,262
信用保証協会・信用保険	38,747	38,619
保証	18,929	20,664
信用	54,750	65,185
合 計	137,766	140,732

4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	9	8
その他	—	—
小 計	9	8
信用保証協会・信用保険	8	7
保証	456	487
信用	40	27
合 計	514	530

5. 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月末		令和5年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	35,443	25.73	45,213	32.13
運転資金	102,322	74.27	95,519	67.87
合 計	137,766	100.00	140,732	100.00

6. 住宅ローンおよび消費者ローン残高

(単位:百万円、%)

	令和4年3月末		令和5年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
住宅ローン	26,380	89.99	26,163	87.77
消費者ローン	2,935	10.01	3,646	12.23
合 計	29,315	100.00	29,809	100.00

7. 預貸率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
期末預貸率	37.23	36.79
期中平均預貸率	37.64	36.89

(注) 預貸率＝ $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

貸出金等に関する指標

8. 貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	185	10,169	7.38	190	10,783	7.66
農業、林業	18	113	0.08	17	95	0.06
漁業	3	29	0.02	2	25	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	447	11,829	8.58	454	11,708	8.31
電気・ガス・熱供給・水道業	4	526	0.38	4	472	0.33
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	31	4,157	3.01	33	3,922	2.78
卸売業、小売業	270	6,490	4.71	282	6,365	4.52
金融業、保険業	9	33,551	24.35	9	37,551	26.68
不動産業	153	12,192	8.84	151	12,412	8.81
物品賃貸業	2	25	0.01	3	36	0.02
学術研究、専門・技術サービス業	49	547	0.39	49	506	0.35
宿泊業	8	673	0.48	9	719	0.51
飲食業	136	1,861	1.35	134	1,801	1.27
生活関連サービス業、娯楽業	117	2,376	1.72	137	2,857	2.03
教育、学習支援業	9	77	0.05	10	62	0.04
医療、福祉	57	1,950	1.41	56	1,983	1.40
その他のサービス	157	2,819	2.04	157	2,735	1.94
小 計	1,655	89,392	64.88	1,697	94,042	66.82
地方公共団体	3	18,450	13.39	3	16,879	11.99
個人	5,073	29,923	21.72	5,078	29,809	21.18
合 計	6,731	137,766	100.00	6,778	140,732	100.00

9. 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	令和3年度	877	763	—	877	763
	令和4年度	763	648	—	763	648
個別貸倒引当金	令和3年度	2,581	534	—	33	3,082
	令和4年度	3,082	182	12	82	3,170
合 計	令和3年度	3,458	1,298	—	910	3,846
	令和4年度	3,846	830	12	845	3,818

※その他の資産にかかる損失引当金(令和4年度期末残高7百万円)は含んでおりません。

10. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	—

11. 金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権

金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込み額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権および これらに準ずる債権	令和3年度	897	897	377	519	100.00%	100.00%
	令和4年度	843	843	326	516	100.00%	100.00%
危険債権	令和3年度	5,209	5,066	2,503	2,562	97.25%	94.67%
	令和4年度	5,402	5,246	2,592	2,653	97.10%	94.41%
要管理債権	令和3年度	2,639	1,784	1,207	576	67.61%	40.22%
	令和4年度	2,498	1,769	1,268	501	70.83%	40.73%
三月以上延滞債権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和3年度	2,639	1,784	1,207	576	67.61%	40.22%
	令和4年度	2,498	1,769	1,268	501	70.83%	40.73%
小 計 (A)	令和3年度	8,746	7,748	4,088	3,659	88.59%	78.55%
	令和4年度	8,744	7,859	4,187	3,671	89.88%	80.55%
正常債権 (B)	令和3年度	129,688					
	令和4年度	132,700					
総与信残高 (A)+(B)	令和3年度	138,434					
	令和4年度	141,445					

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」および「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

有価証券等に関する指標

1. 商品有価証券平均残高

ディーリング業務を行っていないため、商品有価証券は保有しておりません。

2. 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	令和4年3月末							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国債	904	909	326	1,346	5,179	23,871	—	32,537
地方債	1,445	983	34	34	403	—	—	2,901
社債	491	3,718	903	2,660	471	25,308	1,912	35,466
株式	—	—	—	—	—	—	101	101
外国証券	2,606	2,003	8,885	10,273	12,935	50,851	—	87,555
その他の証券	2,657	5,696	18,905	18,476	3,712	1,696	15,791	66,936
合 計	8,106	13,311	29,055	32,790	22,703	101,728	17,804	225,499

	令和5年3月末							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合 計
国債	—	—	—	2,357	6,039	26,786	—	35,183
地方債	28	181	63	63	542	—	—	879
社債	495	636	1,669	1,610	306	25,370	1,845	31,935
株式	—	—	—	—	—	—	73	73
外国証券	2,153	9,926	14,698	7,220	8,254	50,076	5,530	97,861
その他の証券	199	9,750	22,710	6,623	2,293	1,638	15,172	58,390
合 計	2,877	20,495	39,142	17,875	17,437	103,872	22,622	224,323

3. 有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

	令和3年度		令和4年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国債	19,688	9.57	33,195	14.18
地方債	2,966	1.44	1,427	0.60
社債	31,902	15.51	35,136	15.01
株式	102	0.04	90	0.03
外国証券	84,481	41.08	98,924	42.27
その他の証券	66,490	32.33	65,225	27.87
合 計	205,631	100.00	234,000	100.00

有価証券等に関する指標

4. 有価証券に関する取得価額、時価および評価損益

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月末			令和5年3月末		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	2,000	2,217	217	2,000	2,178	178
	社債	2,000	2,217	217	2,000	2,178	178
	その他	5,006	5,264	258	3,504	3,586	81
	小 計	7,006	7,481	475	5,504	5,764	259
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	4,500	4,261	△ 238	6,000	5,510	△ 489
	小 計	4,500	4,261	△ 238	6,000	5,510	△ 489
合 計		11,506	11,743	237	11,504	11,274	△ 229

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	種 類	令和4年3月末			令和5年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	31	29	2	33	29	4
	債券	41,249	39,390	1,858	17,613	16,459	1,153
	国債	14,899	13,488	1,411	11,736	10,717	1,018
	地方債	2,396	2,385	10	173	172	1
	社債	23,953	23,516	436	5,703	5,570	133
	その他	55,078	51,775	3,303	29,498	27,136	2,361
	小 計	96,359	91,195	5,164	47,146	43,626	3,519
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	11	14	△ 2	—	—	—
	債券	27,656	28,451	△ 794	48,384	52,122	△ 3,737
	国債	17,638	18,341	△ 703	23,447	25,275	△ 1,827
	地方債	504	509	△ 5	706	720	△ 14
	社債	9,513	9,600	△ 86	24,231	26,127	△ 1,895
	その他	89,907	97,709	△ 7,802	117,248	131,361	△ 14,112
	小 計	117,575	126,175	△ 8,599	165,633	183,484	△ 17,850
合 計		213,935	217,371	△ 3,435	212,779	227,110	△ 14,330

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

(4) 子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの 子会社・子法人等および関連法人等はありません。

(5) 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和4年3月末	令和5年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	57	39
信金中金出資金	1,220	1,220
合 計	1,277	1,259

5. 金銭の信託に関する取得価額、時価および評価損益

運用目的、満期保有目的およびその他の金銭の信託はありません。

6. デリバティブ取引(信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引)に関する契約価額、時価および評価損益

デリバティブ取引(金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引等)はいずれも取扱いしておりません。

7. 預証率

(単位:%)

	令和3年度	令和4年度
期末預証率	60.94	58.65
期中平均預証率	56.75	62.00

(注) 預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

役職員の報酬体系の開示

役職員の報酬体系に関する事項

1. 対象役員の報酬等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。また、対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されます。

(1) 報酬体系の概要

《基本報酬および賞与》

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

《退職慰労金》

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	187

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」144百万円、「退職慰労金」43百万円となっております。
なお、「退職慰労金」は、当年度中支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等の報酬等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員および当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和4年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

バーゼルⅢ第3の柱の開示 自己資本の充実の状況

(令和5年3月31日現在)

自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,589	36,593
うち、出資金および資本剰余金の額	786	786
うち、利益剰余金の額	33,835	35,839
うち、外部流出予定額(△)	31	31
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	763	648
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	763	648
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,353	37,242
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	59	62
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	59	62
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	126	169
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	186	232
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	35,166	37,009
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	196,315	189,031
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 720	△ 720
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 720	△ 720
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,289	9,551
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	205,604	198,582
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	17.10%	18.63%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

コア資本に係る基礎項目は、出資金、利益剰余金のほか、一般貸倒引当金(算入できる限度が定められています。)などが該当します。そのうち、出資金は、地域のお客さまからお預かりしております普通出資金が該当します。また、利益剰余金は、利益準備金、特別積立金および当期末処分剰余金などが該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、経営計画の推進を通じた利益の積上げにより、自己資本比率は国内基準である4%の4倍を確保し、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、各エクスポージャーは特定分野に集中することなく、リスク分散も図られていると評価しております。

当金庫では、「自己資本管理規程」に基づき自己資本と主要なリスクを対比し、自己資本充実度のモニタリングと評価を行うとともに、統合的なリスク管理を基に対象リスクのコントロールやリスク資本の配賦など、適切に対応するものとしております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化等により貸出等の資産の価値が減少もしくは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。

信用リスクは、当金庫の健全性と収益性の双方に大きな影響を与えるリスクであるとの認識のもと、当金庫は、融資審査の能力の向上に努め不良債権の新規発生を防止し、財務内容が悪化したお取引先の経営改善支援を行うなど、資産の健全性を高めるため、信用リスク管理の厳正化に取り組んでおります。

信用リスク管理の方法としては、与信判断や与信ポートフォリオ管理の基本方針である「クレジットポリシー」を定めるとともに、「信用リスク管理規程」を策定し、信用リスクのモニタリングと評価を行い、その結果を踏まえ信用リスクをコントロールすることにより、下記のとおり与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取り組んでおります。

なお、一連の信用リスクの管理の状況については、経営陣で構成するリスク管理委員会に報告する態勢としております。

《与信ポートフォリオの管理態勢》

与信ポートフォリオ管理としては、信用格付の導入や厳格な自己査定の実施、さらには与信集中によるリスクの抑制のため、業種別や大口与信先の管理など、様々な角度から分析し検討するとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散に努めております。

《個別与信の管理態勢》

個別与信の管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を明確に分離しており、相互に牽制が働く体制としております。

個別与信の審査については、営業店における一次審査、融資本部による二次審査を行い、個別の大口案件は、融資審査会を開催し、応否の決定を行っております。また、業績不振となったお取引先に対しては、積極的に経営改善に向けた支援を行っております。

《信用リスクの計量化について》

信用リスクの計量化にあたっては、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、VaR計測モデルを用いて信用リスク量を計測するほか、予想デフォルト率の検証や必要に応じストレステストを実施し、算出されたリスク量を信用リスク管理、統合的なリスク管理に活用しております。

《貸倒引当金の計上基準》

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。

破綻先および実質破綻先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額について全額を個別貸倒引当金として計上しております。また、破綻懸念先については、担保および保証による回収可能見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を個別貸倒引当金として計上しております。なお、破綻懸念先のうち未保全額が一定額以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、個別貸倒引当金として計上しております。

要管理先、要注意先、正常先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出した額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、要管理先のうち未保全額が一定以上の大口与信先については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、一般貸倒引当金として計上しております。

また、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング(S&P)

定性的な開示事項

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）の軽減を目的に、お取引先によっては担保や保証による保全措置を講じております。

ただし、これらはあくまでも補完的な措置であり、与信に際しては、お取引先の状況、資金使途、返済能力等を総合的に判断することを「クレジットポリシー」に明記し、担保・保証に過度に依存しない融資姿勢に徹しております。また、審査の結果、担保・保証が必要な場合には、お取引先への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取扱いに努めております。

当金庫が取り扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等が、また、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、当金庫の定める「貸出事務取扱規程」や「不動産担保評価管理マニュアル」等により、適切な取扱いならびに適正な評価・管理を行っております。

また、お取引先が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を実施する場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「融資管理債権回収マニュアル」等により、法的に有効である旨確認の上、適正な取扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢが定める信用リスク削減手法として当金庫が取扱う担保・保証は、適格担保として自金庫預金積金が、保証として政府保証、民間保証等が該当します。また、当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針および手続きの概要

派生商品取引および長期決済期間取引については、取扱いしておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。

現在当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引を行っておりません。

また、投資家にあたるものについては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づき、有価証券運用の一部として捉え、リスクの認識については市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておらず、外部格付を利用する場合には依頼格付である旨を確認して利用しております。

- ①株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ②株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス (Moody's)
- ④S&Pグローバル・レーティング (S&P)

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることや外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「オペレーショナル・リスク管理規程」において、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)を総称して「オペレーショナル・リスク」と定義しております。

リスクの計測に関しては、基礎的手法を採用することとし、その態勢を整備しております。

当金庫は、オペレーショナル・リスク管理の重要性を認識し、オペレーショナル・リスク管理規程や各リスクの管理規程等に基づき、総合的な管理の状況に関する情報を的確に分析、評価し、その結果を踏まえ態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無およびその内容を検討し、リスク顕現化の未然防止と極小化に努めております。また、これらのリスクに関しては、リスク管理委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

《事務リスク》

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「事務リスク管理規程」に基づき、本部と営業店が一体となり厳正なリスク管理態勢の整備とその遵守を心掛けることは勿論のこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

《システムリスク》

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正利用等により損失を被るリスクをいい、当金庫が定める「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

《その他オペレーショナル・リスク》

・法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により損失・損害(監督上の措置ならびに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む)等を被るリスクをいい、当金庫が定める「コンプライアンス(法令等遵守)規程」等に基づき、より高い倫理観の確立とコンプライアンス(法令等遵守)の実践に取り組んでおります。

・人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)・差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「就業規則」に基づき、職員の人権の尊重と労働条件の維持改善に努め、業務の円滑な遂行に取り組んでおります。

・有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により有形資産の毀損・損害等を被るリスクをいい、当金庫が定める「不動産管理規程」および「災害対策マニュアル」に基づき、災害による被害の極小化のために万全の対策を講じております。

・風評リスク

風評リスクとは、マスコミ報道、市場関係者の評判、業務上のトラブル等、様々な要因から当金庫に対するお客さま等の評判が悪化し、当金庫の経営上重大な有形無形の損失が発生する危険性をいい、当金庫が定める「風評リスク管理規程」に基づき、正確かつ時宜を得た情報提供と開示により、良好な評判を維持し、公共的な金融機関の使命遂行に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関する

リスク管理方針および手続きの概要

出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、業界中央機関の信金中央金庫普通出資金の他、上場株式、非上場株式、一部の投資信託、投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式および一部の投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によって把握するとともに、運用状況に応じて資金運用会議、リスク管理委員会等に諮り、投資継続の是非を協議するなど適切なリスク管理に努めております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余資運用基準」等に基づいて、厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式および投資事業組合への出資金に関しては、地域社会発展・地域貢献の見地から保有する方針といたしております。また、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については適宜、経営陣へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券時価会計基準」および「有価証券時価算定規程」ならびに日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な経理処理を行っております。

定性的な開示事項

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、「市場金利の変動により、保有する金融資産・負債の価値（現在価値）や金融資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、為替リスク・価格変動リスクとともにそのリスクを適正に把握のうえ市場リスクとして一体的に管理し、当金庫として取り得る許容範囲内に収めると同時に、リスクの管理と配分により適正な収益の確保を目指しています。

市場リスクの管理にあたっては、自己資本や収益目標、種別の保有限度を踏まえて策定した年度運用計画に基づき市場リスクリミットを、有価証券については損失限度を設定し、手前には警戒水準としてのアラームポイントを設定して管理しています。金融資産・負債全体に関するリスクリミット等の管理状況、市場リスクの状況は、リスク管理委員会において月次で報告しています。また、有価証券に関する状況については、毎日、直接役員に報告しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ポジションやリスク等の削減の要否について、役員等で構成するリスク管理委員会で対応を協議するとともに、その結果につき重要な事項は理事会に付議・報告することとしています。

なお、金利スワップや金利先物取引などの金利ヘッジ手段は使用していません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIならびに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下に関する事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
⑤複数の通貨の集計方法およびその前提	通貨別に算出した金利リスクの正の値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
⑥スプレッドに関する前提	リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルは使用していません。
⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明	算定手法の前提に変動はありません。
⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	当金庫の Δ EVE計測値は、監督上の基準値（自己資本の額の20%）を超えていますが、自己資本の余裕額（規制上の最低水準を上回る額）を超えるものではありません。また、このリスクテイクは、安定した利息配当金等の獲得を通じて、持続可能な収益の確保に貢献しています。

(注) 1. Δ EVE(デルタ・イー・ブイ・イー)とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. Δ NII(デルタ・エヌ・アイ・アイ)とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

② 信用金庫が自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

当金庫では、主として分散共分散法によるVaR(バリュー・アット・リスク)を用いて、金利による時価変動リスク量を算定しています。VaRの算出にあたっては、下記算出基準に基づき、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しています。

【VaRの算出基準】観測期間 5年(1,200日)、保有期間 1年(240日)、信頼区間 片側99%

なお、円貨債については、分散共分散法では測れない非線形リスクを別途計算し、VaRを補完しています。

定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	196,315	7,852	189,031	7,561
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	162,685	6,507	159,850	6,394
ソブリン向け	2,957	118	2,999	119
金融機関向け	23,635	945	23,645	945
法人等向け	79,056	3,162	82,203	3,288
中小企業等・個人向け	11,926	477	9,719	388
抵当権付住宅ローン	5,895	235	4,108	164
不動産取得等事業向け	9,314	372	9,747	389
三月以上延滞等	90	3	84	3
取立未済手形	5	0	7	0
信用保証協会等による保証付	398	15	421	16
出資等	107	4	74	2
上記以外	29,297	1,171	26,839	1,073
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	22,550	902	19,781	791
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,220	48	1,220	48
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	3,294	131	3,747	149
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	2,231	89	2,089	83
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	33,160	1,326	28,780	1,151
ルック・スルー方式	33,160	1,326	28,780	1,151
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 720	△ 28	△ 720	△ 28
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	1,188	47	1,120	44
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	9,289	371	9,551	382
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	205,604	8,224	198,582	7,943

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」には中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、外国の中央政府等以外の公共部門

(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行が該当いたします。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額の算出には、当金庫は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

定量的な開示事項

2. 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高
(業種別・地区別および残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスク・ エクスポージャー 期末残高		うち貸出金、コミットメント およびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		うち有価証券		三月以上延滞 エクスポージャー 期末残高	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内		311,066	310,350	204,643	205,337	106,422	105,013	601	570
国外		86,917	97,577	5,918	5,921	80,999	91,656	—	—
地域別合計		397,983	407,928	210,561	211,258	187,422	196,669	601	570
製造業		42,173	48,153	10,398	10,961	31,774	37,191	31	31
農業・林業		129	110	129	110	—	—	12	—
漁業		29	25	29	25	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業		501	1,003	—	—	501	1,003	—	—
建設業		13,570	13,126	12,970	12,826	600	300	34	36
電気・ガス・熱供給・水道業		6,356	7,838	528	505	5,827	7,333	—	—
情報通信業		6,363	7,336	1,148	1,114	5,214	6,221	—	—
運輸業・郵便業		6,209	4,970	5,176	4,941	1,032	29	—	—
卸売業・小売業		14,356	17,082	6,718	6,585	7,638	10,497	265	254
金融業・保険業		168,867	158,036	96,121	98,925	72,745	59,111	—	—
不動産業		15,415	16,458	12,606	12,846	2,808	3,612	181	181
物品賃貸業		25	36	25	36	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		695	673	695	673	—	—	7	7
宿泊業		685	732	685	732	—	—	—	—
飲食業		2,229	2,164	2,229	2,164	—	—	4	12
生活関連サービス業・娯楽業		2,610	3,113	2,610	3,113	—	—	28	28
教育・学習支援業		123	110	123	110	—	—	—	—
医療・福祉		2,079	2,144	2,079	2,144	—	—	—	—
その他のサービス業		6,914	6,883	3,122	3,009	3,791	3,873	—	—
国・地方公共団体等		72,890	85,084	20,342	17,588	52,547	67,495	—	—
個人		27,080	26,926	27,080	26,926	—	—	35	16
その他		8,676	5,915	5,738	5,915	2,938	—	—	—
業種別合計		397,983	407,928	210,561	211,258	187,422	196,669	601	570
1年以下		52,400	79,928	46,539	78,606	5,861	1,321		
1年超 3年以下		49,770	33,468	42,161	19,288	7,608	14,179		
3年超 5年以下		26,556	32,765	11,455	9,629	15,101	23,136		
5年超 7年以下		30,981	35,707	11,104	16,121	19,877	19,586		
7年超 10年以下		54,900	39,121	27,609	20,617	27,290	18,503		
10年超		168,039	175,792	56,459	55,918	111,580	119,873		
期間の定めのないもの		15,333	11,145	15,231	11,076	102	68		
残存期間別合計		397,983	407,928	210,561	211,258	187,422	196,669		

- (注) 1. エクスポージャーの残高は、個別貸倒引当金を控除前、オフ・バランス項目は与信相当掛目適用後の額です。
2. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元金または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
4. 業種別のうち「その他」には、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーを計上しています。
5. 地域別のうち国外は、外国証券によるものです。
6. 当金庫は、デリバティブ取引は取扱いしておりません。
7. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用(△)	その他(△)	
一般貸倒引当金	令和3年度	877	763	—	877	763
	令和4年度	763	648	—	763	648
個別貸倒引当金	令和3年度	2,581	534	—	33	3,082
	令和4年度	3,082	182	12	82	3,170
合 計	令和3年度	3,458	1,298	—	910	3,846
	令和4年度	3,846	830	12	845	3,818

(注) 個別貸倒引当金には、その他の資産にかかる損失引当金(令和4年度期末残高7百万円)は含んでおりません。

(3) 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用(△)		その他(△)					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製造業	23	22	－	－	－	－	0	0	22	21	－	－
農業、林業	13	12	－	－	－	12	0	0	12	－	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建設業	1,706	1,987	282	3	－	－	1	55	1,987	1,935	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸売業、小売業	216	206	－	41	－	－	9	9	206	239	－	－
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	478	527	68	－	－	－	19	13	527	513	－	－
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿泊業	74	251	177	26	－	－	－	0	251	277	－	－
飲食業	10	12	2	110	－	－	0	0	12	122	－	－
生活関連サービス業、娯楽業	22	26	4	0	－	－	0	0	26	26	－	－
教育、学習支援業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医療、福祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他のサービス業	25	25	－	－	－	－	0	0	25	24	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	10	10	－	－	－	－	0	2	10	7	－	－
合 計	2,581	3,082	534	182	－	12	33	82	3,082	3,170	－	－

(注) 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用	格付不適用	格付適用	格付不適用
0%	3,406	95,112	14,707	90,873
10%	—	6,956	—	7,590
20%	132,138	27	151,898	36
35%	—	16,844	—	5,666
50%	48,108	557	37,608	530
75%	—	9,784	—	10,291
100%	44,177	30,985	48,360	31,407
150%	—	28	—	26
200%	—	—	—	—
250%	—	9,857	—	8,931
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	397,983		407,928	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、
CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,754	1,730	12,334	21,012		

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引は、取扱いしておりません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

【オリジネーターの場合】(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

【投資家の場合】(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

定量的な開示事項

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額および時価、貸借対照表で認識されかつ損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

		時価のあるもの			時価のないもの
		取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	評価差額	貸借対照表 計上額
上場株式等	令和3年度	44	43	△0	
	令和4年度	29	33	4	
非上場株式等	令和3年度	—	—	—	1,290
	令和4年度	—	—	—	1,271
合 計	令和3年度	44	43	△0	1,290
	令和4年度	29	33	4	1,271

(注) 1.時価のあるものの貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2.非上場株式等には、出資金、裏付資産の一部が出資等エクスポージャーに該当する投資信託の全額が含まれております。

(2) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

		株式等売却			償却
		売却額	売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	令和3年度	—	—	—	—
	令和4年度	14	0	—	18

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	66,010	62,364
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	23,678	24,827	1,141	920
2	下方パラレルシフト	0	0	884	888
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	23,678	24,827	1,141	920
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	37,009		35,166	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定量的な開示事項」の項目に記載しております。

当金庫の概要

当金庫の概要 (令和5年3月31日現在)

名称	長浜信用金庫
所在地	〒526-8686 滋賀県長浜市元浜町3番3号 TEL. 0749-63-3321
創業	1923年(大正12年)10月11日
会員数	11,753人
出資金	7億8千6百万円
預金	3,824億円
貸出金	1,407億円
店舗数	15店舗
役員数	210人

営業エリア (令和5年3月31日現在)

滋賀県一円

役員一覧 (令和5年6月19日現在)

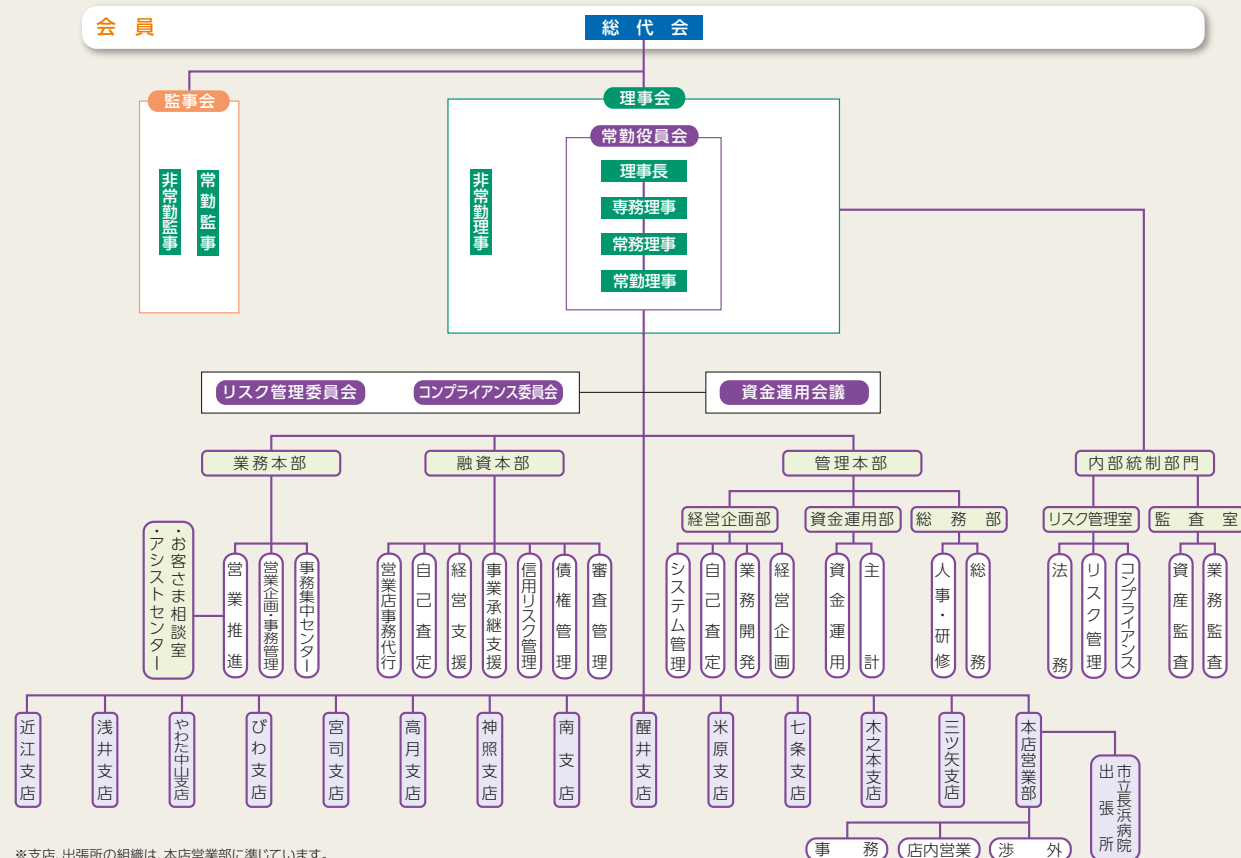
理事長	田邊 功	常勤監事	森 秀 行
専務理事	池野 弘和	監事(員外)	竹 内 寛 (※)
常務理事	藤居 正一	監事(員外)	本 庄 秀 樹 (※)
理事	今村 進一		
理事	神谷 正彦		
理事	田邊 勇次		
理事	安野 重幸		
理事	三家 重人		
理事	宮川 恒人		

※監事 竹内寛、本庄秀樹は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

主な事業の内容 (令和5年3月31日現在)

1. 預金および定期積金の受入れ
2. 資金の貸付けおよび手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ①債務の保証または手形の引受け
 - ②有価証券(⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)
または有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③有価証券の貸付け
 - ④国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)
ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
 - ⑤金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務
 - ⑥短期社債等の取得または譲渡
 - ⑦株式会社日本政策金融公庫等の業務の代理
 - ⑧信金中央金庫の業務の代理または媒介
 - ⑨信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介
 - ⑩国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑪有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑫振替業
 - ⑬両替
 - ⑭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑮金の取扱い
 - ⑯地域活性化等業務(信用金庫法施行規則で定めるもの)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことができる業務(上記4により行う業務を除く。)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

組織図 (令和5年6月19日現在)



※支店、出張所の組織は、本店営業部に準じています。

店舗のご案内 (令和5年7月1日現在)

地域をつなぐ〈ながしん〉のネットワーク

店舗所在地

① 本店営業部 〒526-8686 長浜市元浜町3番3号 TEL(0749)63-3321		⑥ 神照支店 〒526-0015 長浜市神照町696番地の3 TEL(0749)63-3833		⑪ びわ支店 〒526-0103 長浜市曾根町1284番地1 TEL(0749)72-2111	
② 市立長浜病院出張所 〒526-0043 長浜市大茂町313番地 TEL(0749)65-7755		⑦ 宮司支店 〒526-0831 長浜市宮司町913番地1 TEL(0749)64-1200		⑫ 浅井支店 〒526-0244 長浜市内保町732番地1 TEL(0749)74-1131	
③ 三ツ矢支店 〒526-0024 長浜市三ツ矢元町8番26号 TEL(0749)62-6070		⑧ やわた中山支店 〒526-0021 長浜市八幡中山町146番地 TEL(0749)65-1211		⑬ 米原支店 〒521-0016 米原市下多良1丁目100番地 TEL(0749)52-3131	
④ 七条支店 〒526-0817 長浜市七条町447番地の1 TEL(0749)62-7221		⑨ 木之本支店 〒529-0425 長浜市木之本町木之本1557番地 TEL(0749)82-3424		⑭ 醒井支店 〒521-0035 米原市醒井560番地 TEL(0749)54-1066	
⑤ 南支店 〒526-0033 長浜市平方町892番地の3 TEL(0749)63-9555		⑩ 高月支店 〒529-0241 長浜市高月町高月598番地 TEL(0749)85-4141		⑮ 近江支店 〒521-0062 米原市宇賀野21番地14 TEL(0749)52-8181	

●営業店ATMコーナーご利用時間

店舗名	平日	土曜	日曜・祝日
各店舗 ① ③ ~ ⑮	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00	8:00 ~ 21:00
市立長浜病院出張所 ②	8:30 ~ 18:00	—	—

●店外ATMコーナー(※共同ATMコーナー)ご利用時間

設置場所	平日	土曜	日曜・祝日
長浜市 ① 長浜市役所	8:00 ~ 19:00	—	—
② フタバヤ長浜店	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00
③ 長浜栄市	7:00 ~ 23:00	8:00 ~ 22:00	8:00 ~ 22:00
④ アル・プラザ長浜	10:00 ~ 21:00	10:00 ~ 21:00	10:00 ~ 21:00
⑤ イオン長浜ショッピングセンター	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
⑥ 長浜市役所湖北支所	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
⑦ きたのキャンパス	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
⑧ 長浜市役所余呉支所前	8:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00
米原市 ※ ⑨ 米原市役所山東庁舎	8:45 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00

※共同ATMコーナーではカードによるお引出し、残高照会のみご利用いただけます。

●滋賀どこでもATMネット



当金庫は滋賀県内6金融機関相互のATM利用手数料を無料とするサービス「滋賀どこでもATMネット」に参加しています。この「滋賀どこでもATMネット」では、各金融機関のお客さまがお手持ちのキャッシュカード(個人の方)で6金融機関のATMをご利用される場合、平日8:45~18:00のご利用手数料が無料です。

しんきんATMゼロネットサービス



しんきんのキャッシュカードなら、全国のしんきんATMで入出金手数料が無料です。

●ゼロネットサービスタイム (全国共通ATMご利用手数料無料時間帯)

平日	8:45 ~ 18:00	の入出金
土曜	9:00 ~ 14:00	の出金

上記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の手数料が必要です。
本サービスをご利用いただけないしんきんATMが一部ございます。

コンビニATM



全国のローソンに設置されているローソン銀行のATMで、当金庫のキャッシュカードが平日8:45~18:00の間、手数料無料でご利用いただけます。

■時間帯別ATMご利用手数料(税込)

	平日	110円	無料	110円
お預入れ	土曜日	110円	110円	
お引出し	日曜日	110円	110円	
	祝日	110円	110円	

※毎週土曜日22:00~翌日8:00の時間帯はメンテナンスのためご利用いただけません。



しんきんの通帳なら、全国の提携しんきんATMで通帳記帳取引がご利用いただけます。

提携外のしんきんATMでは通帳記帳取引はご利用いただけません。詳しくは窓口にお問い合わせください。

〈ながしん〉のキャッシュカードを、
 〈ながしん〉のATMでご利用の場合、
 いつでもATM入出金手数料 **0円**です。



〈ながしん〉の
キャッシュカード

+



〈ながしん〉の
ATM

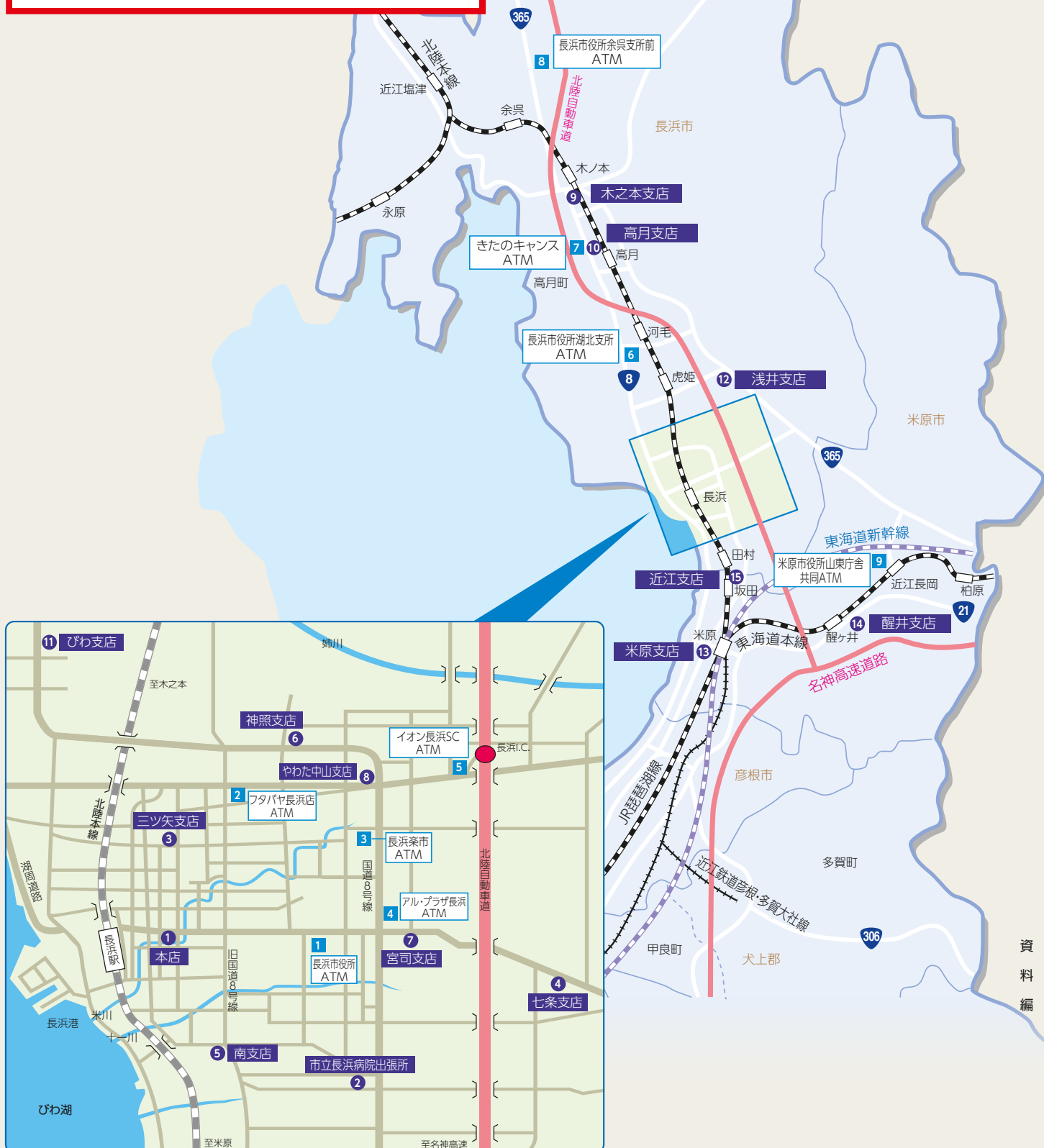
=

いつでも
ATM
入出金手数料

0円

ATM振込の
本支店間
振込手数料

0円



当金庫のあゆみ (令和5年3月31日現在)

●大 正

- 12年 8月 産業組合法により有限責任長浜信用組合として
設立認可を受く
- 10月 長浜市大宮町7番14号
(当時長浜町錦64)にて事業開始
- 14年 9月 産業組合法による
市街地信用組合に改組



錦町の店舗

●昭 和

- 3年 5月 事務所を元浜町2番9号(当時西本町4)に移転
- 4年 10月 ミツ矢出張所開設
(昭和26年4月支店に昇格、
昭和43年11月現在地に
新築移転)
- 18年 8月 市街地信用組合法による信用組合に改組
- 25年 4月 中小企業等協同組合法による信用組合に改組
- 26年 10月 信用金庫法による信用金庫に改組、「長浜信用金庫」と改称
- 27年 8月 木之本支店開設 (昭和53年5月現在地に新築移転)
- 30年 8月 七条支店開設 (昭和55年10月現在地に新築移転)
- 31年 12月 本店を元浜町3番3号
(当時東本町9)に移転
- 34年 3月 米原支店開設
(昭和61年11月現在地に
新築移転)
- 39年 3月 醒井出張所開設
(昭和47年9月支店に昇格、昭和54年12月現在地に新築移転)
- 45年 3月 預金量100億円を達成



本店(西本町)の職員(昭和15年)



新本店(旧日本勧銀長浜支店)



本店ドームが目立つ当時の旧西本町界隈



- 47年 5月 本店新築のため、仮店舗(旧本店)へ移転
- 48年 5月 住宅金融公庫業務の取扱開始
- 8月 預金量200億円を達成
- 11月 本店新築(現在地に復帰)



- 12月 日本銀行との当座取引開始
- 49年 11月 日本銀行歳入代理店業務の取扱開始
- 50年 9月 預金量300億円を達成
- 53年 12月 南支店開設
- 54年 3月 預金量500億円を達成
- 11月 支店に最初のCD設置
- 56年 3月 最初の店外CD(市立長浜病院)開設
- 9月 神照支店開設
- 10月 店外ATM(長浜市役所)開設
- 57年 7月 金売買業務の取扱開始
- 58年 5月 両替商業業務の取扱開始
- 6月 国債等窓販業務の取扱開始
- 12月 日本銀行国債代理店業務の取扱開始
- 59年 2月 店外ATM(フタバヤ)開設
- 4月 高月支店開設
- 10月 宮司支店開設
- 60年 3月 市場金利連動型預金の取扱開始
- 店外ATM(湖北総合病院)開設
- 7月 勘定系事務処理を全面的に
「信金・大阪共同事務センター」
へ移行
- 61年 6月 大口定期預金の取扱開始
- 12月 預金量1,000億円を達成



1,000億円必達総決起大会

●昭 和

- 63年 4月 店外ATM(長浜楽市)開設
- 5月 第三次オンラインシステム
稼働開始

●平 成

- 2年 2月 アンサーバンキングサービスの取扱開始
- 3年 1月 店外ATM(日本電気硝子高月工場)開設
- 3月 びわ支店開設
- 12月 預金量1,500億円を達成
- 4年 3月 やわた中山支店開設
- 11月 ハンディ端末機導入
- 5年 4月 浅井支店開設
- 7年 1月 店外ATM(ワボウ電子)開設
- 11月 店外ATM(余呉町役場前)開設
- 8年 5月 市立長浜病院出張所開設
- 10月 店外ATM(長浜キャンノ)開設
- 店外ATM(湖北町役場)開設
- 11月 店外ATM(アル・プラザ長浜)開設
- 9年 8月 店外ATM(山東町役場)開設
- 10年 3月 店外ATM(きたのキャンサ)開設
- 10月 近江支店開設
- 11年 7月 投資信託の取扱開始(本店営業部)
- 12年 6月 預金量2,000億円を達成
- 10月 店外ATM(ジャスコ長浜店)開設
- 13年 4月 住宅ローン関連長期火災保険の取扱開始
- 6月 店外ATM(長浜赤十字病院)開設
- 14年 10月 個人年金保険の取扱開始
- 15年 2月 個人向け国債の募集開始
- 12月 法人インターネットバンキングサービスの取扱開始
- 16年 10月 投資信託の取扱を全店に拡充
- 12月 決済用普通預金の取扱開始
- 17年 8月 インターネット24時間ローン仮審査申込受付サービス開始
- 18年 4月 セブン銀行とATM提携
- 12月 営業エリアを滋賀一円に拡張
- 20年 1月 ながしん経営塾開設
- 3月 生体認証ICキャッシュカードの取扱開始
- 21年 2月 しんきん携帯電子マネーチャージサービスの取扱開始
- ネット口座振替受付サービスの取扱開始
- 24年 6月 預金量2,500億円を達成
- 25年 2月 電子債権記録サービスの取扱開始
- 10月 創立90周年
- 26年 2月 ホームページリニューアル
- スマートフォン専用ホームページ開設
- 12月 長浜市役所新庁舎店外ATMオープン
- 27年 2月 ATM入出金手数料無料化実施
- 28年 3月 「滋賀どこでもATMネット」の取扱開始
- 5月 個人型確定拠出年金(iDeCo)の取扱開始
- 8月 自動車事故費用共済の取扱開始
- 29年 7月 金銭信託商品の取扱開始
- 30年 6月 後見支援預金の取扱開始
- 8月 預金量3,000億円を達成
- 31年 2月 信金キャピタル㈱との「M&A仲介業務に関する協定書」の締結



近江支店

●令 和

- 元年 8月 「フリーローン【WEB完結型】」の取扱開始
- 9月 LINE公式アカウント開設
- 2年 3月 「Hi-Co(ハイコ) 通帳」取扱開始
- 10月 リバースモーゲージローン「おうみのくらし」取扱開始
- 3年 3月 ながしんSDGs宣言
- 4月 「遺言信託・遺産整理業務」契約に伴う媒介開始
- ローソン銀行とATM直接提携
- 4年 5月 民事信託取扱いに伴う顧客紹介業務開始
- 5年 3月 バンキングアプリサービス取扱開始

開示項目一覧

(令和5年3月31日現在)

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条で準用する銀行法第21条(ディスクロージャー開示項目)および「金融再生法に基づく開示義務」に基づいて作成しています。

信用金庫法施行規則に定めるディスクロージャー開示項目(省令)

1. 金庫の概況および組織に関する事項	
①事業の組織	46
②理事および監事の氏名および役職名	46
③事務所の名称および所在地	47
2. 金庫の主要な事業の内容	46
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	5~6
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
①経常収益	31
②経常利益または経常損失	31
③当期純利益または当期純損失	31
④出資総額および出資総口数	31
⑤純資産額	31
⑥総資産額	31
⑦預金積金残高	31
⑧貸出金残高	31
⑨有価証券残高	31
⑩単体自己資本比率	31
⑪出資に対する配当金	31
⑫職員数	31
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア.業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益およびコア業務純益(投資信託解約損益を除く)	31
イ.資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	31
ウ.資金運用勘定ならびに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回りおよび資金利鞘	31
エ.受取利息および支払利息の増減	31
オ.総資産経常利益率	31
カ.総資産当期純利益率	31
②預金に関する指標	
ア.流動性預金、定期性預金、 譲渡性預金その他の預金の平均残高	32
イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金 およびその他の区分ごとの定期預金の残高	32
③貸出金等に関する指標	
ア.手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	32
イ.固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	32
ウ.担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	32
エ.使途別の貸出金残高	32
オ.業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	33
カ.預貸率の期末値および期中平均値	32
④有価証券に関する指標	
ア.商品有価証券の種類別の平均残高	34
イ.有価証券の種類別の残存期間別の残高	34
ウ.有価証券の種類別の平均残高	34
エ.預証率の期末値および期中平均値	35
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
①リスク管理の体制	11~12
②法令遵守の態勢	13
③中小企業の経営の改善 および地域の活性化のための取組みの状況	3~4、7~8
④金融ADR制度への対応	15
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書 および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	25~30
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額 および①から④までに掲げるものの合計額	
①破産更生債権およびこれらに準ずる債権	33
②危険債権	33
③三月以上延滞債権(貸出金のみ)	33
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	33
⑤正常債権	33

(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 《自己資本の構成に関する開示事項》	37
《定性的な開示事項》	
①自己資本調達手段の概要	38
②自己資本の充実度に関する評価方法の概要	38
③信用リスクに関する事項	
ア.リスク管理方針および手続きの概要	38
イ.標準的手法が適用されるポートフォリオについて、 ・リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称 ・エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に 使用する適格格付機関等の名称	38
④信用リスク削減手法に関するリスク管理方針および手続きの概要	39
⑤派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関するリスク管理方針および手続きの概要	39
⑥証券化エクスポージャーに関する事項	
ア.リスク管理方針および手続きの概要	39
イ.証券化エクスポージャーについて、 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	39
ウ.証券化取引に関する会計方針	39
エ.証券化エクスポージャーの種類ごとの リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称	39
⑦オペレーショナル・リスクに関する事項	
ア.リスク管理の方針および手続きの概要	40
イ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	40
⑧出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等 エクスポージャーに関するリスク管理方針および手続きの概要	40
⑨金利リスクに関する事項	
ア.リスク管理方針および手続きの概要	41
イ.内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	41
《定量的な開示事項》	
①自己資本の充実度に関する事項	42
②信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	43~44
③信用リスク削減手法に関する事項	44
④派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	44
⑤証券化エクスポージャーに関する事項	44
⑥出資等エクスポージャーに関する事項	45
⑦リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに 関する事項	45
⑧金利リスクに関する事項	45
(4) 次に掲げるものに関する 取得価額または契約価額、時価および評価損益	
①有価証券	34~35
②金銭の信託	35
③第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	35
(5) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	33
(6) 貸出金償却の額	33
(7) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または 損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている 場合にはその旨	30
6. 役職員の報酬体系に関する事項	
ア.対象役員の報酬等	36
イ.対象職員等の報酬等	36

金融再生法および信用金庫法に基づく債権の開示

金融再生法開示債権および信用金庫法開示債権	33~34
-----------------------	-------

その他の開示項目

総代会制度	17~18
退職給付に関する事項	29
代表者が直近の事業年度における財務諸表の適正性、 および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認している旨	30